

第3期

山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画

子育ていいね！ スマイルシティさんようおのだ

～産んで安心 育てて安心～



令和 7 年 3 月
山陽小野田市

はじめに

山陽小野田市では、令和2年3月に、子どもの生きる力を育み、子育て家庭の親たちがしっかりと子どもと向き合って、安心して喜びながら子育てができるよう、行政や地域、市民が共に支え合いながら子育てしやすいまちづくりの実現を目指し「共に支えあい 子育てをする喜びと 子どもの笑顔が輝くまち 山陽小野田」を基本理念とする「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子ども・子育て支援施策に取り組んできました。

国においては、令和5年4月のこども家庭庁の発足を契機として、同年6月に「こども基本法」が公布されたほか、12月に閣議決定された「こども大綱」では、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国の中心に据える社会目標を打ち出しており、その実現に向けた、政府全体のこども施策の基本指針が示されました。また、地方自治体には、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し、社会一体となって推し進めていくことが求められています。

こうした国の方針を踏まえ、本市においては、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、取り組んできた施策を引き継ぐとともに、子育て支援施策の更なる推進・発展を目的として、この度、「第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では、「共に支えあい 子育てをする喜びと こどもの笑顔が輝くまち 山陽小野田」を目指すべき姿とし、こどもまんなか社会の実現にむけて子育て支援施策を展開してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました子ども・子育て協議会の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

目 次

第1部 計画策定にあたって	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画期間	2
4 計画の対象	2
第2部 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 統計データからみた現状	3
(1) 総人口と年齢区分別人口の推移と予測	3
(2) 子ども・子育て対象(14歳以下3区分)人口の推移と予測	4
(3) 出生数	5
(4) 女性の就業状況	5
2 ニーズ調査からみた現状	7
(1) 調査の概要	7
(2) 調査の結果	8
3 第2期支援事業計画の取組状況	17
(1) 教育・保育施設の状況	17
(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況	18
(3) 個別事業の状況	23
4 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題	29
(1) 教育・保育提供体制の充実	29
(2) 地域における子ども・子育て支援の充実	29
(3) 働く子育て家庭の支援	29
(4) 子育ての不安と負担の軽減	30
(5) 母子保健サービスの充実	30
(6) 幼児教育の推進・義務教育環境の向上	30
(7) 配慮が必要な子どもと家庭の支援	31
(8) 地域社会での子育て支援	31
第3部 計画の基本的な考え方	32
1 目指すべき姿とキャッチフレーズ	32
2 施策の体系	33
3 基本的視点	34

第4部 基本的視点と基本事業の展開	36
1 子育て家庭を支える	36
(1) 子育て家庭への経済的負担の軽減	36
(2) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実	37
(3) 子育てに関する相談体制の充実	41
(4) 子育て家庭同士の交流の場の提供	42
(5) 働く子育て家庭への支援	42
2 全ての子どもを支える	44
(1) 就学後の教育・保育の充実と義務教育環境の向上	44
(2) 配慮が必要な子どもとその家庭への支援	46
3 地域社会全体で子どもと子育てを支援する	49
(1) 地域社会全体で子育てするという意識の醸成	49
(2) 地域と子育て家庭をつなぐ場の提供と活動への支援	49
(3) 地域における子どもの居場所づくり	50
(4) 子どもの安心・安全の確保	51
(5) 関係機関の連携の推進	51
第5部 量の見込みと確保方策	53
1 教育・保育提供区域等の設定	53
(1) 教育・保育の提供区域	53
(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域	53
2 教育・保育提供体制の充実	54
(1) 教育・保育施設の需要量(量の見込み)及び確保方策	54
(2) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	56
3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	56
4 地域子ども・子育て支援事業の充実	56
第6部 計画の推進体制	66
1 家庭・地域・事業者・行政の役割	66
(1) 家庭の役割	66
(2) 地域の役割	66
(3) 事業者の役割	66
(4) 行政の役割	66
2 関係機関等との連携	67
3 計画の実施状況の検証・評価	67
山陽小野田市子ども・子育て協議会委員名簿	68

第1部 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されます。また、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖などの問題もあり、子育て家庭における子育てへの負担や不安、孤立化などの諸問題に対応するため、社会全体で総合的な支援をしていくことが課題となっています。

このような社会情勢の中、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」へ移行することになりました。

また、令和5年4月1日には「こども基本法」が施行され、令和5年12月には「こども大綱」が策定されました。こども基本法では、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の養護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

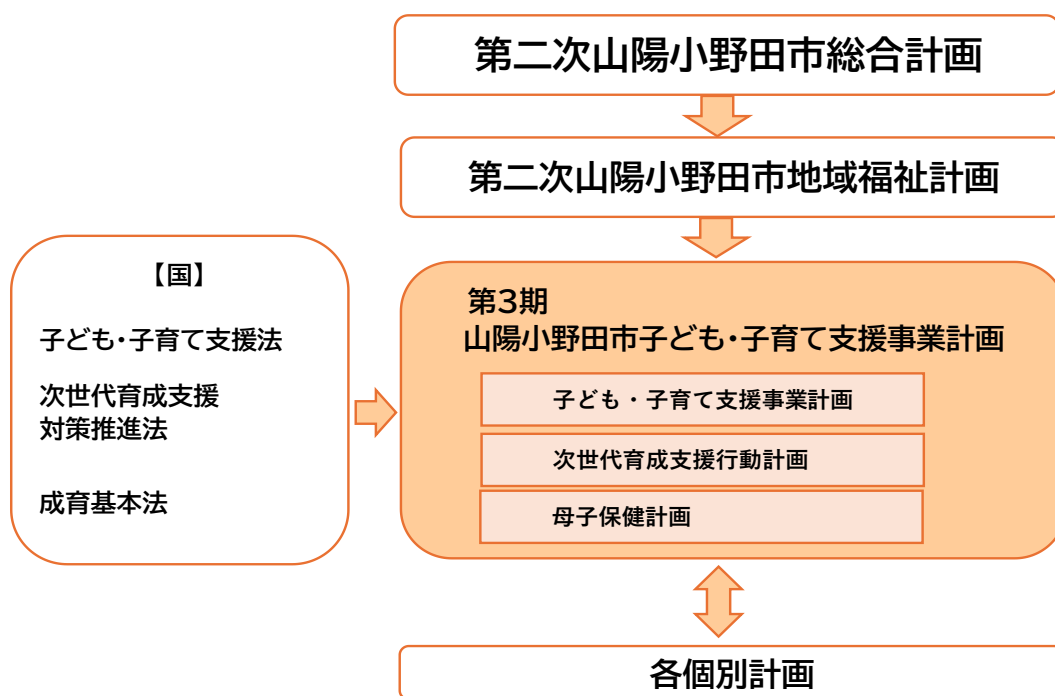
本市では、平成27年度からこれまで、「第1期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期支援事業計画」という。）及び「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期支援事業計画」という。）の策定を通じ、子どもの生きる力を育み、安心して喜びながら子育てができるよう、地域社会全体で支えられるまちづくりを目指して、様々な子育て支援施策を展開してきました。

この度、「第2期支援事業計画」が令和6年度で最終年度を迎えることから、これまでの支援事業計画を継承するとともに、国の方針や第二次山陽小野田市総合計画が目指す将来都市像 活力と笑顔あふれるまちの実現を目指して、「第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に当たる法定計画であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に定める計画の作成に関する事項に基づき策定することに加え、次世代育成支援対策推進法第 8 条で定める「市町村行動計画」及び成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下、「成育基本法」という。）第 11 条に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を踏まえた「母子保健計画」として位置づけます。

また、本計画は「第二次山陽小野田市総合計画」を最上位計画、「第二次山陽小野田市地域福祉計画」を上位計画とし、山陽小野田市の関連計画との連携・整合性を図り策定するものです。



3 計画期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

第2部 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く現状

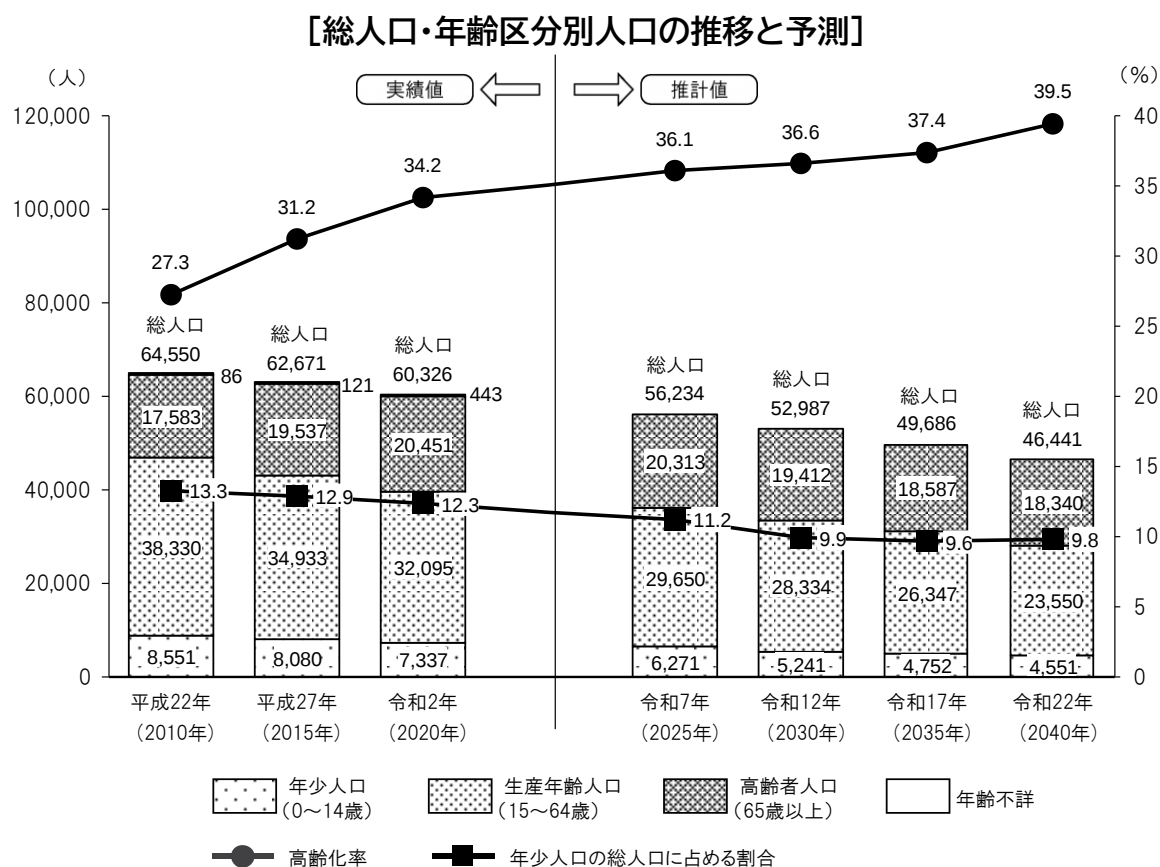
1 統計データからみた現状

(1) 総人口と年齢区分別人口の推移と予測

国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）によると、本市の総人口は、減少し続けると予想されます。

年齢区分別でみると、高齢者人口は令和2年をピークに減少し、年少人口と生産年齢人口は一貫して減少し続けると予想されます。

高齢化率は増加の一途をたどり、年少人口の総人口に占める割合は令和17年（2035年）から令和22年（2040年）で微増することが予想されるものの減少傾向にあり、いわゆる少子高齢化が進展している状況にあります。



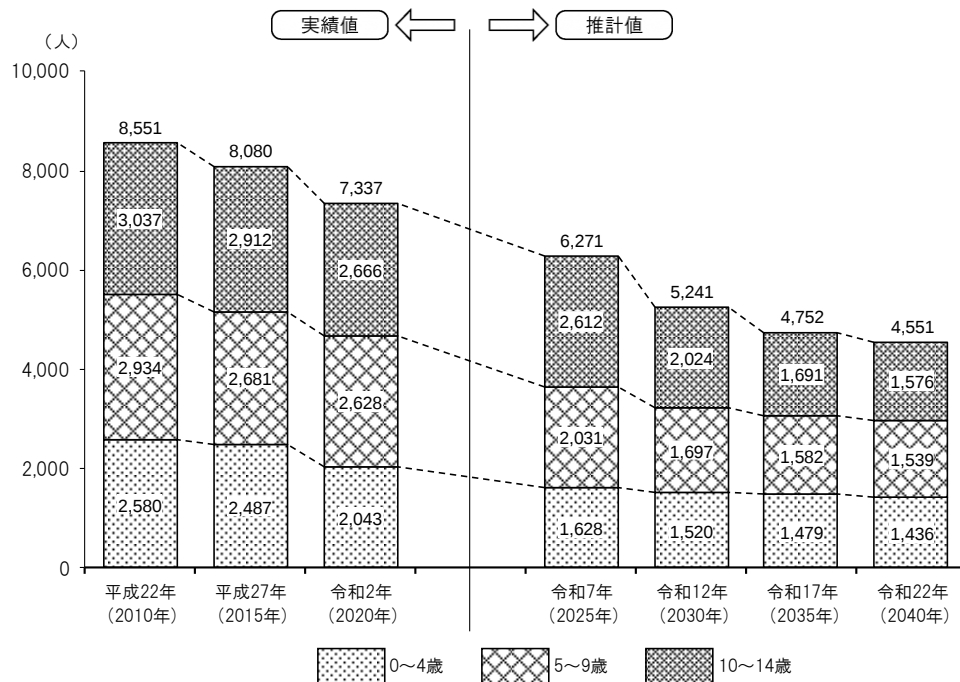
※ 平成22年度～令和2年度の「高齢化率」と「年少人口の総人口に占める割合」は、高齢者人口及び年少人口を総人口から年齢不詳を除いた人数で除しています。

資料：令和2年までは実績値（国勢調査）、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計人口

(2) 子ども・子育て対象(14歳以下3区分)人口の推移と予測

本市の0～4歳人口、5～9歳人口、10～14歳人口は、いずれも減少するものと予想され、令和17年には、5,000人を割り込む予測となっています。

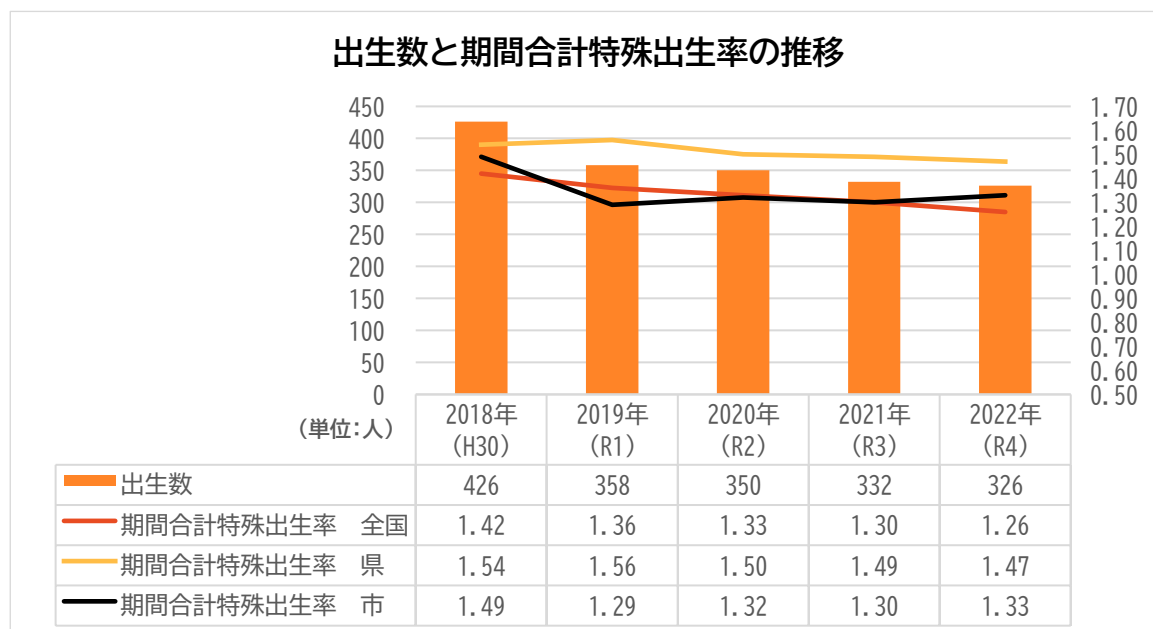
〔14歳以下の区分別人口の推移と予測〕



資料：令和2年までは実績値(国勢調査)、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計人口

(3) 出生数

住民基本台帳によると、本市の出生数は、平成 30 年の 426 人から、年々減少し、令和 4 年は 326 人まで減少しています。また、期間合計特殊出生率¹は下げ止まりし、令和 4 年は 1.33 で、各年全国と比較すると高いですが、山口県と比較すると低くなっています。



資料：人口動態調査（厚生労働省）、人口推計（総務省統計局）、住民基本台帳

(4) 女性の就業状況

令和 2 年の女性の就業率は、平成 27 年と比較すると、「20～24 歳」、「35～39 歳」、「45～49 歳」で低くなっていますが、それ以外の年齢区分では高くなっています。特に「60～64 歳」が 11.9 ポイントと大幅に高くなっています。

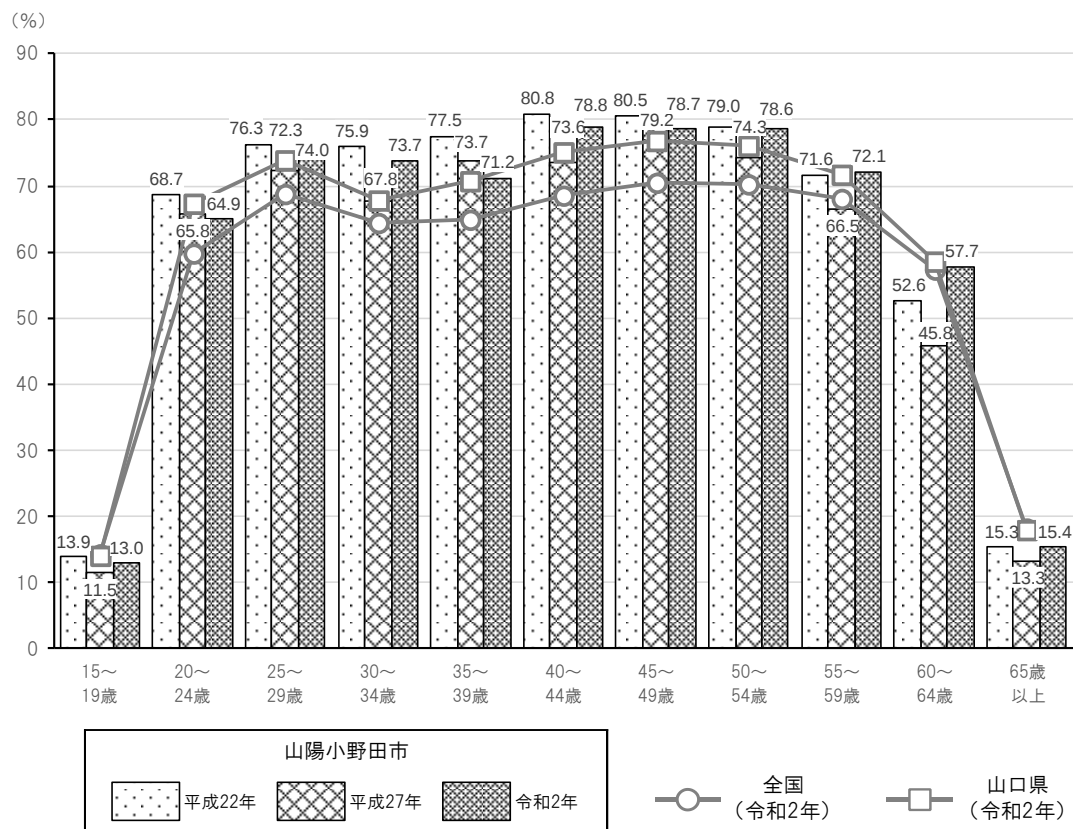
また、平成 22 年と比較すると、54 歳以下の全ての年齢区分で女性の就業率は低くなっています。

全国と比較すると、20 歳～64 歳の全ての区分で女性の就業率が全国よりも高くなっています。

山口県と比較すると、25 歳～59 歳の全ての区分で女性の就業率が山口県よりも高くなっています。

¹ 「期間合計特殊出生率」とは、ある期間（1 年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49 歳）の女性の出生率を合計したものをいいます。

〔女性の就業率の推移〕



資料: 国勢調査

2 ニーズ調査からみた現状

(1) 調査の概要

(ア) 調査の目的

「第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用意向、保護者の子育て支援に関する考えや要望を把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計するとともに、第3期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画に反映することを目的として実施しました。

(イ) 調査対象及び実施方法

調査は、下記の方法により、実施しました。

調査対象者	市内在住の就学前児童及び小学生児童の保護者
調査票配布数	就学前児童の保護者 : 2,064 人 小学生児童の保護者 : 2,016 人
調査の期間	令和6年7月22日(月)～令和6年8月16日(金)
調査方法	[就学前児童の保護者] ・保育園就園児及び幼稚園就園児は、市内公立私立保育所、幼稚園を通じて調査依頼文を配布、WEBによる回答 ・未就園児は、調査依頼文を郵送により配布、WEBによる回答 [小学生児童の保護者] ・小学校を通じて調査依頼文を配布、WEBによる回答

(ウ) 有効回答数及び回収率

区分	配布数(人)	有効回答数(人)	回収率(%)
就学前児童保護者	2,064	648	31.4
小学生児童保護者	2,016	506	25.1

(エ) 調査集計にあたっての留意事項

- ・回答結果(割合)は小数点第2位を四捨五入しているため、単一回答(複数の選択肢からひとつだけを選ぶ形式)の割合の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答(2つ以上の回答を選ぶことのできる形式)の項目は、有効標本数全体もしくは各属性の合計に対して各々の割合を示していますので、各選択肢の回答の割合を合計しても100%にはなりません。
- ・本報告書における「n」、「SA」、「MA」、「FA」の意味は次のとおりです。
「n」：サンプル数、「SA」：単一回答(Single Answerの略)、
「MA」：複数回答(Multiple Answerの略)、「FA」：文字・数値記入回答

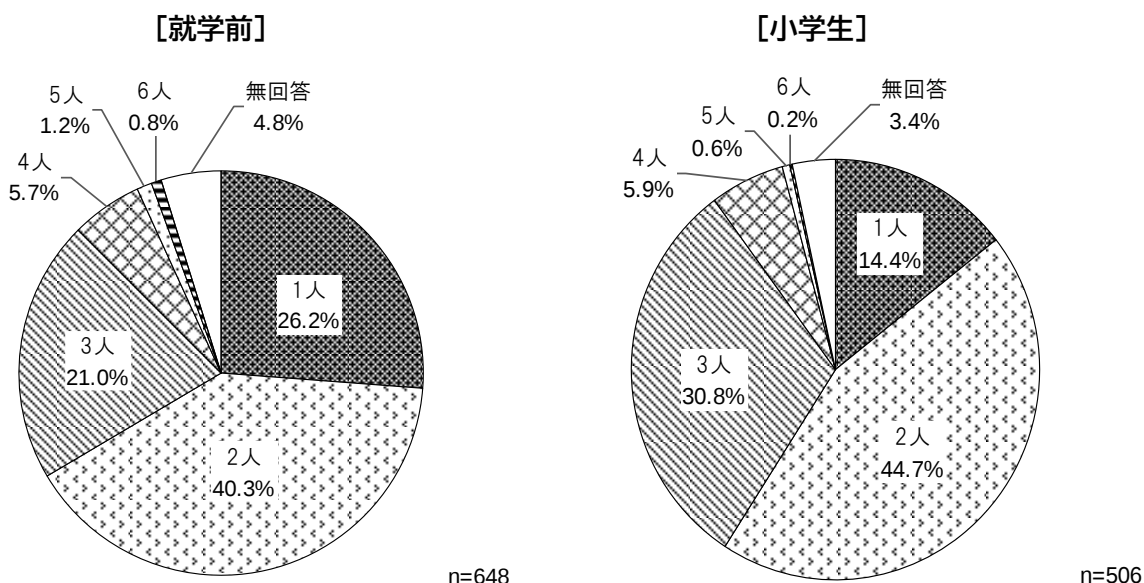
(2) 調査の結果

(ア) 子どもの人数

子どもの人数についてみると、就学前児童では、「2人」が40.3%と最も高く、次いで「1人」が26.2%、「3人」が21.0%となっています。

また、小学生では、「2人」が44.7%と最も高く、次いで「3人」が30.8%、「1人」が14.4%となっています。

子どもの人数 (FA)



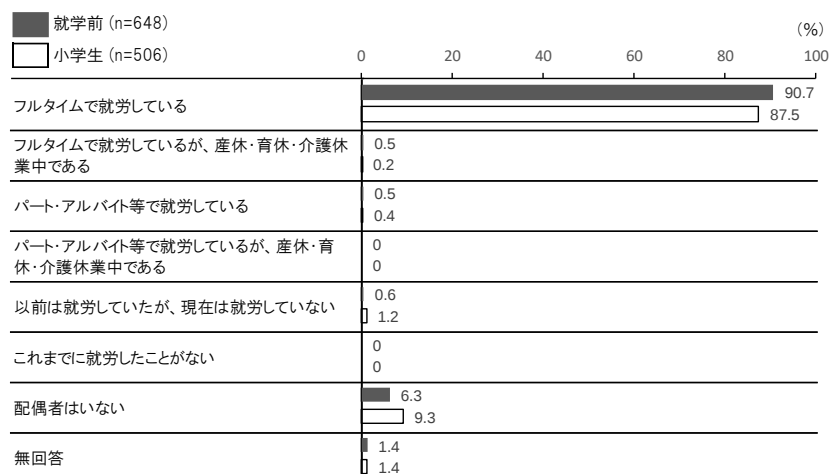
(イ) 保護者の就労状況・就労先

父親の就業状況は、「フルタイムで就労している」が、就学前保護者では、90.7%（令和元年の調査 85.2%）、小学生保護者では87.5%（令和元年の調査 80.8%）で、5年前の調査と比較して、その割合は高くなっています。

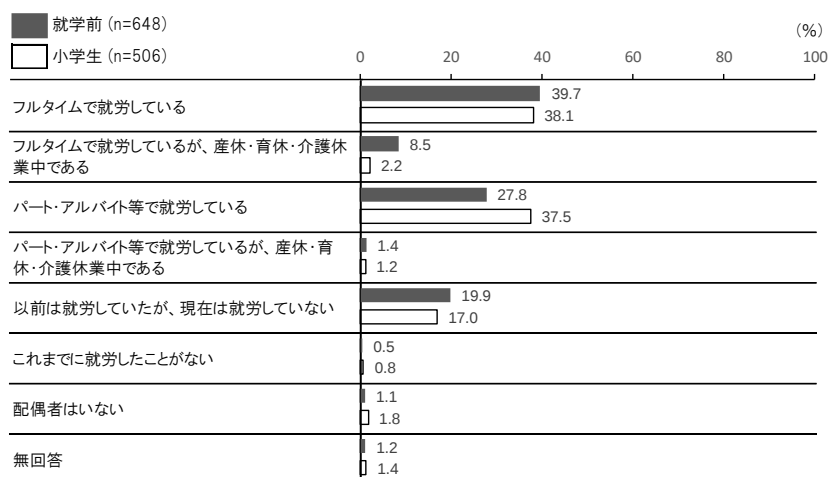
また、母親の就業状況は、「フルタイムで就労している」が就学前保護者では、39.7%（令和元年の調査 42.9%）、小学生保護者では 38.1%（令和元年の調査 32.3%）であり、「パート・アルバイト等で就労している」は、就学前保護者は 27.8%（令和元年の調査 35.2%）、小学生保護者は 37.5%（令和元年の調査 39.4%）であり、小学生保護者の母親の就業状況については、フルタイムでの就労の割合が5年前と比べ高くなっています。

また、就学前保護者の勤務先は、父親では、山陽小野田市内が44.6%、次いで宇部市が24.9%、他の市町が18.7%でした。母親では、山陽小野田市内が60.7%、次いで宇部市が25.3%、他の市町が7.8%となっています。

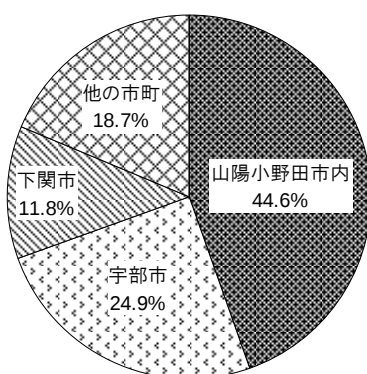
【父親の就労状況】（SA）



【母親の就労状況】（SA）

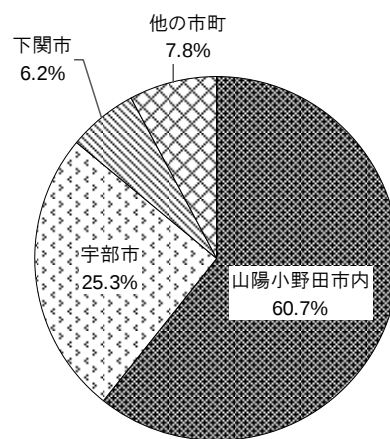


【父親の就労先】（SA）【就学前】



n=594

【母親の就労先】（SA）【就学前】



n=501

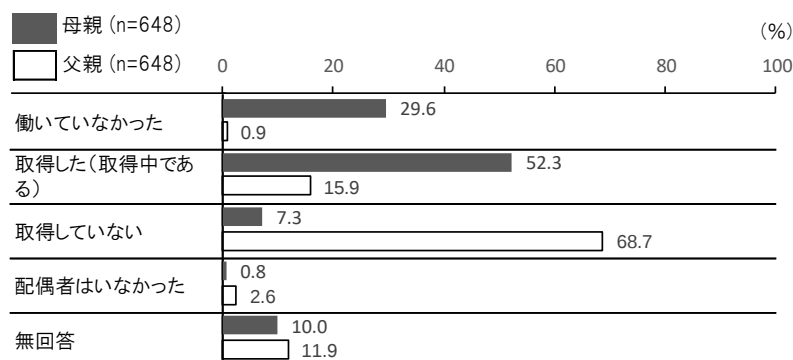
(ウ) 育児休業の取得の有無と取得期間

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では、「取得した（取得中である）」が52.3%と最も高く、次いで「働いていなかった」が29.6%となっています。父親では、「取得していない」が68.7%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」は、15.9%となっています。

父親が育児休業を取得した割合は、令和元年の3.9%から、15.9%に増えており、家庭での子育て環境に変化が見られます。育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が48.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が41.6%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が36.9%となっており、安心して子育てができる社会環境等の更なる整備が求められると考えられます。

育児休業の取得期間については、母親では「12 か月」が35.4%、父親では「1 か月未満」が40.8%と最も高くなっています。

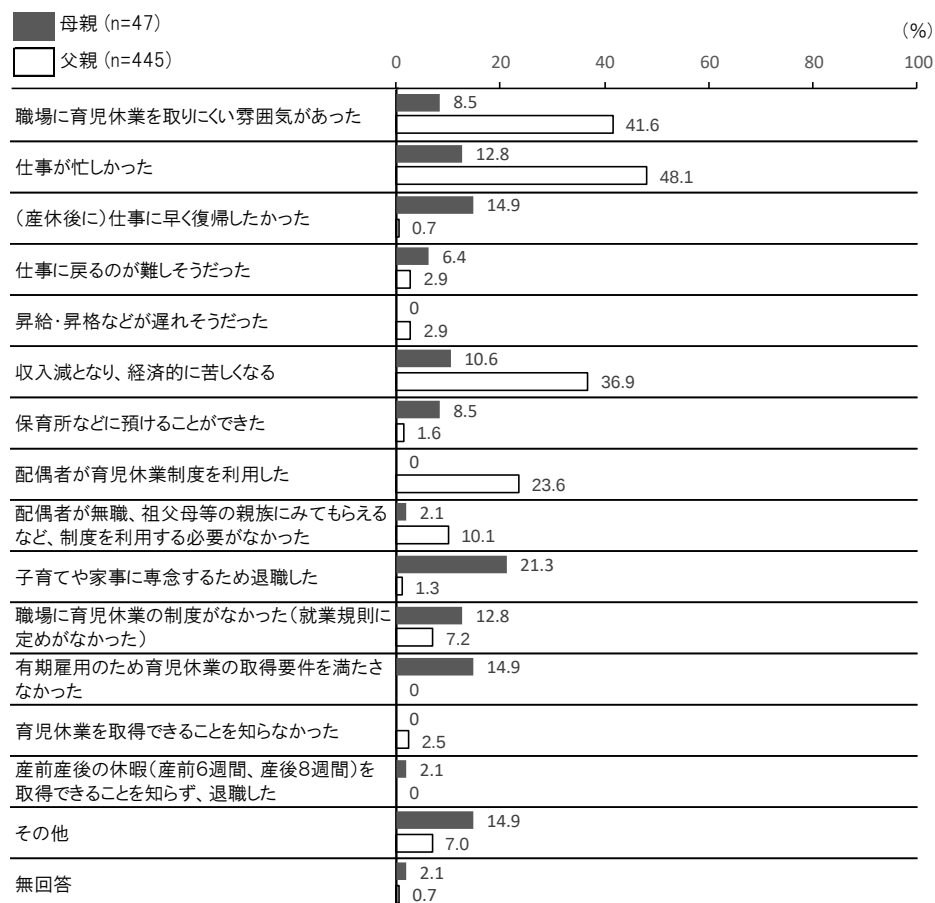
【父母の育児休業取得の有無】(SA)



【父母の育児休業取得期間】(FA)

	母親		父親			母親		父親	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
計	339	100	103	100	25か月	0	0	0	0
1か月未満	0	0	42	40.8	26か月	0	0	0	0
1か月	2	0.6	13	12.6	27か月	1	0.3	0	0
2か月	0	0	6	5.8	28か月	0	0	0	0
3か月	8	2.4	6	5.8	29か月	0	0	0	0
4か月	1	0.3	0	0	30か月	3	0.9	0	0
5か月	3	0.9	0	0	31か月	0	0	0	0
6か月	5	1.5	2	1.9	32か月	0	0	0	0
7か月	5	1.5	0	0	33か月	0	0	0	0
8か月	5	1.5	0	0	34か月	0	0	0	0
9か月	1	0.3	0	0	35か月	0	0	0	0
10か月	9	2.7	1	1	36か月	6	1.8	0	0
11か月	5	1.5	0	0	37か月	0	0	0	0
12か月	120	35.4	5	4.9	38か月	0	0	0	0
13か月	1	0.3	0	0	39か月	0	0	0	0
14か月	5	1.5	0	0	40か月	0	0	0	0
15か月	3	0.9	0	0	41か月	0	0	0	0
16か月	1	0.3	0	0	42か月	1	0.3	0	0
17か月	0	0	0	0	43か月	0	0	0	0
18か月	13	3.8	0	0	44か月	0	0	0	0
19か月	0	0	0	0	45か月	0	0	0	0
20か月	1	0.3	0	0	46か月	0	0	0	0
21か月	0	0	0	0	47か月	0	0	0	0
22か月	4	1.2	0	0	48か月	1	0.3	0	0
23か月	0	0	0	0	無回答	130	38.3	28	27.2
24か月	5	1.5	0	0					

【育児休業を取得していない理由】(MA)



【その他の回答】

内容		類似回答数(人)
母親	自営業のため	1
	在宅ワークのため	1
父親	その他の長期休暇を取得できたため	4
	経営者・自営業のため	3
	制度を利用する必要がなかった	3
	その他	3
	育児休暇への理解がなかったため	2
	業務に支障がでるため(繁忙期・人手不足等)	1

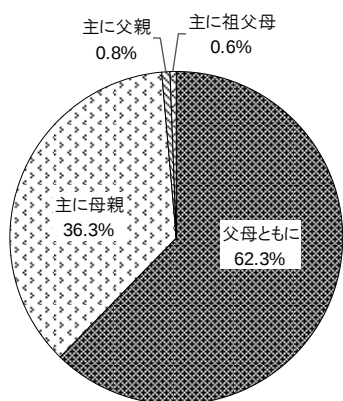
育児休業期間について、希望する取得期間が取得できず、復帰した(できなかった)理由について、希望よりも早く復帰した場合の理由は、父親母親ともに、「経済的な理由で早く復帰する必要があるあった」が最も高くなっており、希望より遅く復帰した場合の理由は、母親では、「希望する保育所に入れなかったため」が50.0%と最も高く、次いで「子どもをみてくれる人がいなかったため」となっています。

(エ) 子育てを主に行っている人

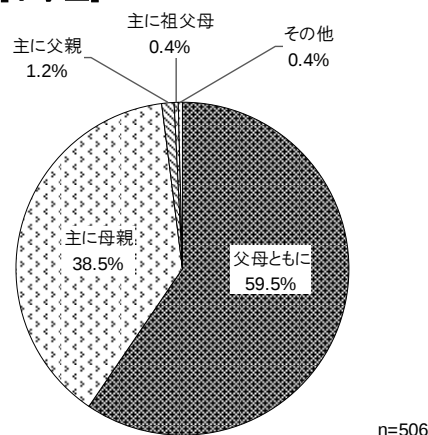
子育てを主に行っている人についてみると、就学前児童保護者では、「父母ともに」が62.3%と最も高く、次いで「主に母親」が36.3%、「主に父親」が0.8%となっています。また、小学生保護者では、「父母ともに」が59.5%と最も高く、次いで「主に母親」が38.5%、「主に父親」が1.2%となっており、令和元年の調査と比較すると、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」の割合が増加しています。

【お子さんの子育てを主にしている方】(SA)

【就学前】



【小学生】

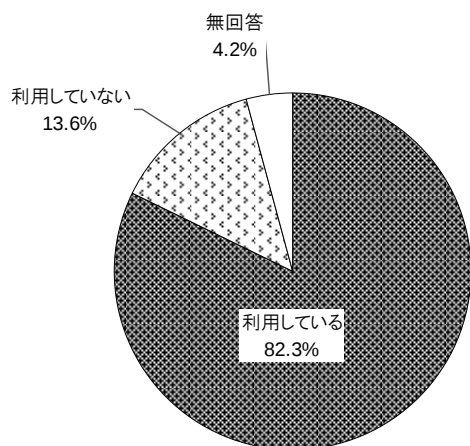


(オ) 子育て家庭の教育・保育事業利用状況

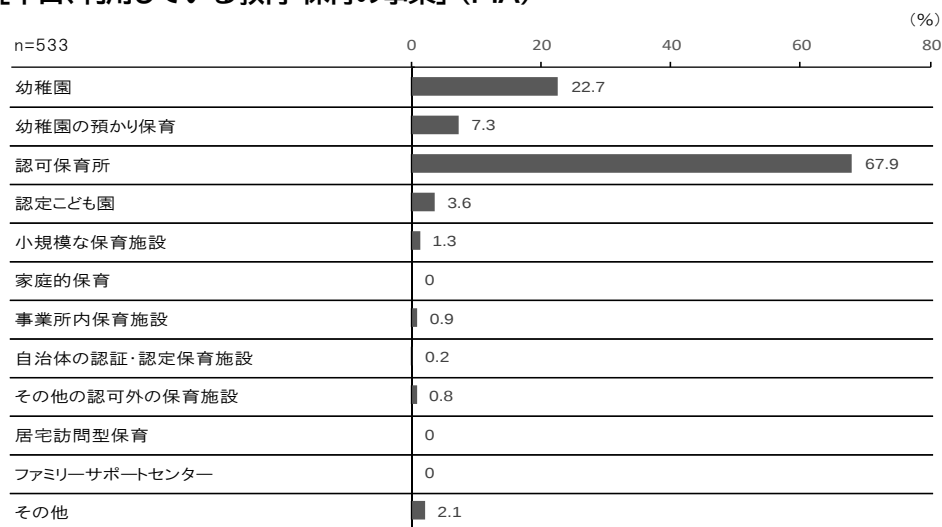
平日の定期的な教育・保育の事業の利用状況について、令和元年の調査では、「利用している」が93.1%、「利用していない」が6.5%だったのに対し、今回の調査では、「利用している」が82.3%、「利用していない」が13.6%となり、平日の定期的な利用の割合が低くなっています。また、「利用していない」と回答した人の対象となる子どもの年齢は、0歳から3歳が97.7%となっています。

定期的に利用している事業については、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で県の認可を受けた定員20人以上のもの）」が67.9%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が22.7%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が7.3%となっています。

【定期的な教育・保育の事業の利用】(SA)



【平日、利用している教育・保育の事業】(MA)



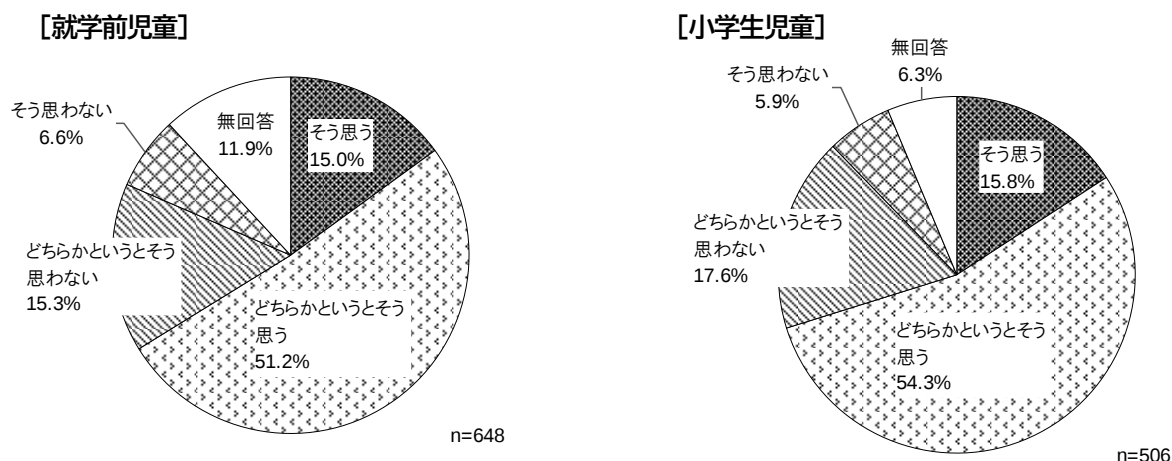
【その他の回答】

発達支援事業所・センター、プレ幼稚園(未就園児クラス)

(カ) 山陽小野田市の子育て支援に対する評価

山陽小野田市が子育てのしやすいまちかどうか尋ねたところ、『そう思う』（＝「そう思う」＋「どちらかというと思う」）は、就学前児童保護者では、66.2%（令和元年の調査 78.2%）、小学生保護者では、70.1%（令和元年の調査 76.0%）となり、令和元年の調査より低くなっています。

【山陽小野田市の子育てしやすいまちとしての認識】(SA)



(キ) 山陽小野田市の子育て支援施策の満足度と重要度

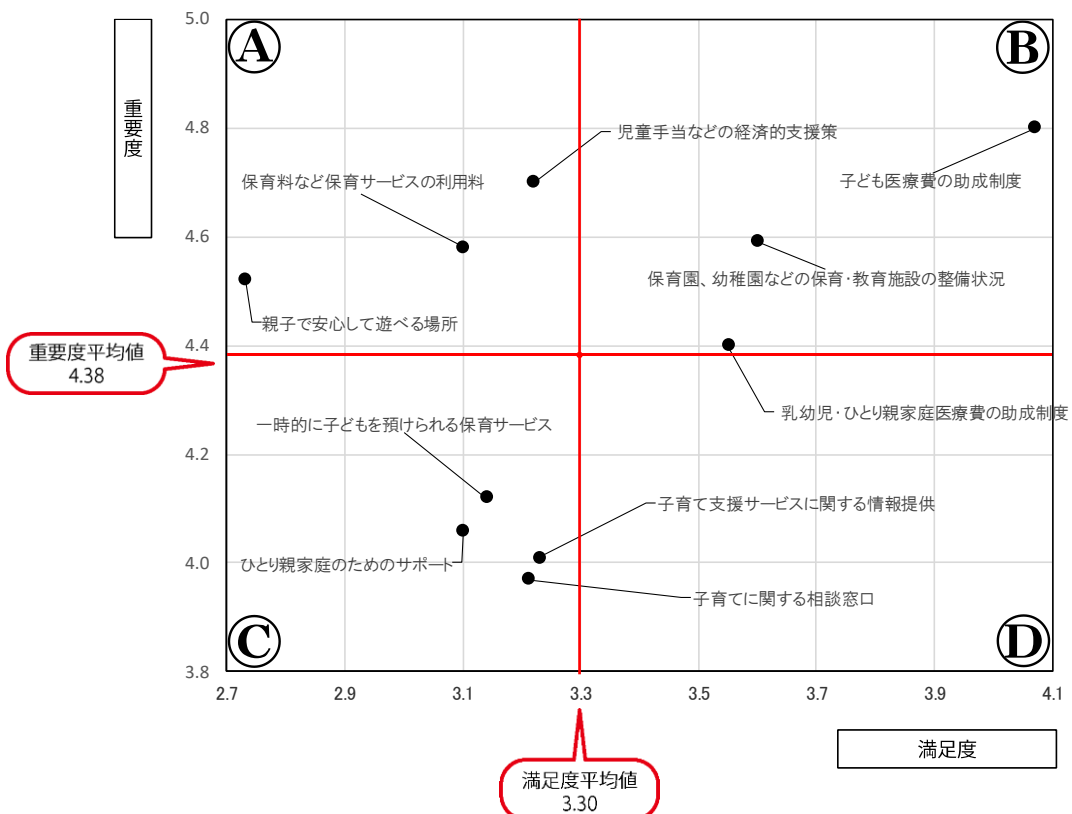
山陽小野田市の子育て支援施策の満足度と重要度を調査したところ、下記のような結果となり、その結果に基づき、「満足度」と「重要度」における回答を点数化し、それぞれの施策の平均点を算出した上で満足度を横軸に、重要度を縦軸にとってプロット図を作成しました。また、満足度と重要度の平均値を境として、4つの領域に分類した上で、各支援施策のあり方を相対的に評価しました。

〔山陽小野田市の子育て支援施策の満足度と重要度〕

〔就学前児童〕

(単位:%)

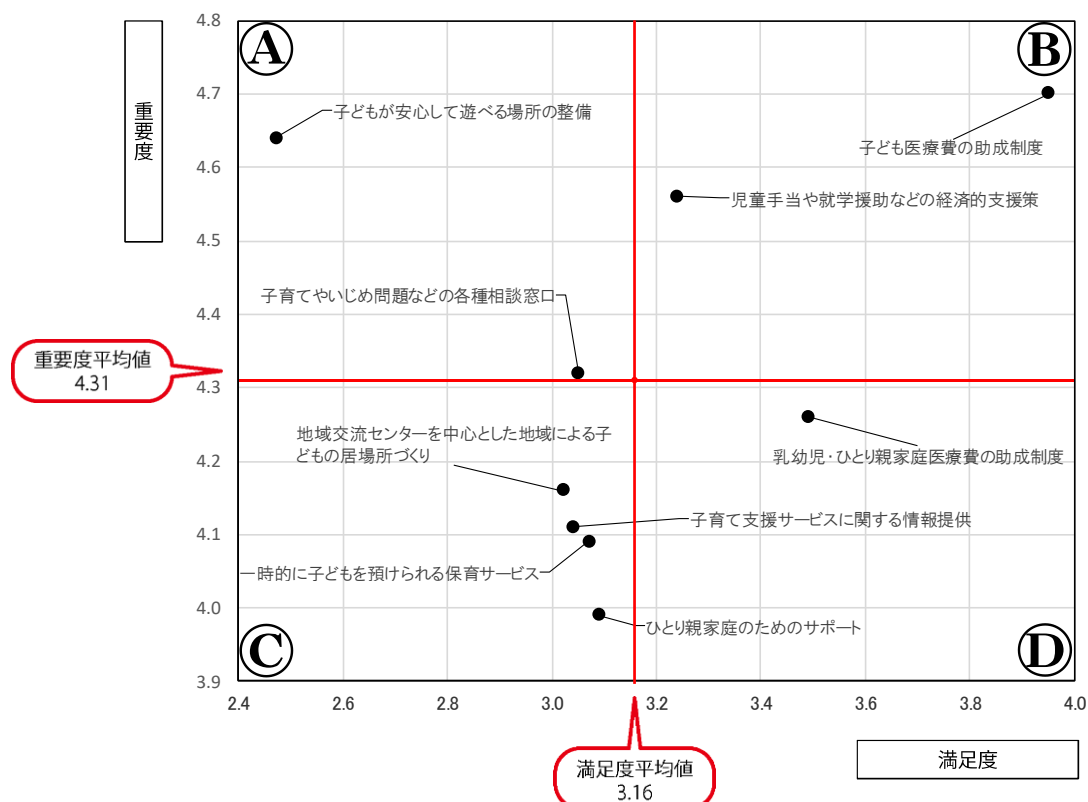
	満足度						重要度					
	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	無回答	重要	やや重要	普通	あまり重要でない	重要でない	無回答
n=648												
児童手当などの経済的支援策	11.4	22.2	37.0	12.8	5.7	10.8	72.4	8.2	6.9	0	0.3	12.2
乳幼児・ひとり親家庭医療費の助成制度	22.7	15.1	38.0	4.0	3.9	16.4	54.0	13.1	15.4	1.5	0.5	15.4
子ども医療費の助成制度	44.1	18.7	18.5	3.9	3.4	11.4	74.2	8.0	4.9	0	0.2	12.7
保育園、幼稚園などの保育・教育施設の整備状況	17.7	27.5	30.7	9.3	3.1	11.7	63.6	15.0	8.3	0.3	0.2	12.7
保育料など保育サービスの利用料	12.2	17.9	33.2	15.0	9.9	11.9	62.8	13.4	10.2	0.3	0.2	13.1
一時的に子どもを預けられる保育サービス	8.0	13.6	48.1	10.3	3.7	16.2	42.9	21.9	18.7	2.0	0.9	13.6
子育てに関する相談窓口	8.5	12.2	54.5	6.2	2.3	16.4	34.7	22.5	26.4	1.5	1.2	13.6
子育て支援サービスに関する情報提供	7.4	14.5	51.9	8.0	2.5	15.7	35.8	20.1	27.2	1.2	1.2	14.5
親子で安心して遊べる場所	5.1	13.0	33.8	21.3	13.7	13.1	59.9	15.6	11.3	0.3	0.2	12.8
ひとり親家庭のためのサポート	6.2	6.6	57.7	3.5	3.2	22.7	40.7	14.8	24.8	1.7	1.7	16.2



【小学生児童】

(単位: %)

	満足度						重要度					
	満足	ほぼ満足	普通	やや不満	不満	無回答	重要	やや重要	普通	あまり重要でない	重要でない	無回答
n=506												
児童手当や就学援助などの経済的支援策	10.5	29.4	35.6	11.3	6.7	6.5	66.4	15.4	10.7	0.4	0.2	6.9
乳幼児・ひとり親家庭医療費の助成制度	17.2	21.5	42.7	3.4	4.3	10.9	50.4	17.2	21.5	1.0	0.8	9.1
子ども医療費の助成制度	39.9	26.1	18.8	3.8	5.1	6.3	74.5	11.9	6.1	0.4	0.4	6.7
一時的に子どもを預けられる保育サービス	6.5	15.4	52.4	8.9	5.7	11.1	37.7	29.2	21.9	1.4	0.8	8.9
子どもが安心して遊べる場所の整備	3.0	11.9	29.6	30.2	18.4	6.9	67.8	15.4	8.7	0.2	0.4	7.5
地域交流センターを中心とした地域による子どもの居場所づくり	5.9	16.4	49.6	15.6	4.3	8.1	40.5	27.7	20.9	1.4	0.8	8.7
子育てやいじめ問題などの各種相談窓口	4.0	11.3	67.2	5.1	3.4	9.1	50.2	23.7	17.8	0.4	0	7.9
子育て支援サービスに関する情報提供	5.1	14.8	56.7	10.5	3.6	9.3	37.2	27.9	25.1	1.4	0	8.5
ひとり親家庭のためのサポート	4.7	9.5	64.6	4.7	2.2	14.2	35.8	23.1	28.5	2.0	0.8	9.9



領域①は、重要度が高く、満足度が低い項目で、今後内容を見直していくべき施策です。

就学前児童保護者では、「児童手当などの経済的支援策」、「保育料など保育サービスの利用料」、「親子で安心して遊べる場所」が、小学生保護者では、「子どもが安心して遊べる場所の整備」、「子育てやいじめ問題などの各種相談窓口」が、この領域に含まれています。

領域②は重要度と満足度の双方が高く、現状の方向性を継続していく施策です。

就学前児童保護者では、「子ども医療費の助成制度」、「保育園、幼稚園などの保育・教育施設の整備状況」、「乳幼児・ひとり親家庭医療費の助成制度」が、小学生保護者では、「子ども医療費の助成制度」、「児童手当や就学援助などの経済的支援策」が、この領域に含まれています。

領域③は重要度と満足度の双方が低く、現在の施策について改善を検討する必要がある施策になります。就学前児童保護者では、「一時的に子どもを預けられる保育サービス」、「ひとり親家庭のためのサポート」、「子育て支援サービスに関する情報提供」、「子育てに関する相談窓口」が、小学生保護者では、「地域交流センターを中心とした地域による子どもの居場所づくり」、「子育て支援サービスに関する情報提供」、「一時的に子どもを預けられる保育サービス」、「ひとり親家庭のためのサポート」が、この領域に含まれています。

領域④は重要度が低く満足度が高い項目で、今後も継続して取り組んでいくことが求められている施策です。

小学生保護者では、「乳幼児・ひとり親家庭医療費の助成制度」がこの領域に含まれています。なお、就学前児童保護者では、この領域に該当するものではありませんでした。

今後、領域①と②に該当する施策への積極的な取組みと領域③に該当する施策について改善を図っていくことが求められます。

3 第2期支援事業計画の取組状況

第2期支援事業計画中の状況は、次のとおりです。

(1) 教育・保育施設の状況

① 幼稚園

幼稚園の申込数は、提供量を下回る人数で推移しています。

■ 提供量及び申込数の推移

(単位:人)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数
計	740	560	740	544	695	491	641	439

※ 各年度5月1日時点。提供量は、施設で受入可能であった人数を示しています。

② 保育所(3歳以上)

保育所に申し込む3歳以上の子どもは、全体数でみると、提供量を下回る人数で推移しています。

■ 提供量及び申込数の推移

(単位:人)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数
計	961	833	954	812	841	767	846	761

※ 各年度3月1日時点。提供量は、施設で受入可能であった人数を示しています。

③ 保育所・小規模保育事業所(3歳未満)

保育所・小規模保育事業所に申し込む3歳未満の子どもは、全体数でみると、提供量を下回っていますが、年齢別でみると、0歳児で提供量が不足しています。

■ 提供量及び申込数の推移

(単位:人)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数
0歳	159	165	168	169	164	176	178	189
1~2歳	503	495	489	478	462	422	475	459
計	662	660	657	647	626	598	653	648

※ 各年度3月1日時点。提供量は、施設で受入可能であった人数を示しています。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

第2期支援事業計画では、子ども・子育て支援法で定められている地域子ども・子育て支援事業に基づき、下記の13事業の実施を掲げ実施してきました。その取組状況については、次のとおりです。

本市が実施した地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)
- ⑧-1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)
- ⑧-2 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

① 利用者支援事業

事業内容	子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報の提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。			
取組状況	子育て総合支援センターにおいて、利用者支援事業（基本型）と利用者支援事業（母子保健型）とを一体的に実施しました。			
実施個所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(母子保健型)	1か所	1か所	1か所	1か所
(基本型)	1か所	1か所	1か所	1か所

② 地域子育て支援拠点事業

事業内容	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行います。			
取組状況	令和2年度は、須恵保育園、さくら保育園、姫井保育園、貞源寺第二保育園及びスマイルキッズの5か所で実施しましたが、令和3年度から須恵保育園が事業を休止しています。 令和2年3月からは新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、施設の閉鎖や利用人数の制限を行ったため、利用者数が激減してしまいましたが、令和4年度から一部制限の緩和により徐々に利用者数が増加しています。			
年間延べ利用者数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	11,770	10,955	14,794	16,281

③ 妊婦健康診査

事業内容	妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を行います。 【国が示している妊婦健康診査の実施基準】 ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで：4週間に1回 ◆妊娠24週(第7月)から妊娠35週(第9月末)まで：2週間に1回 ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで：1週間に1回 上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度			
取組状況	母子健康手帳と共に14回分の「受診補助券」を交付し、医療機関で健診を行いました。また、産婦健康診査(2回)を実施し、出産後のサポート体制を強化しました。さらに、令和2年度から妊婦歯科健康診査を、令和4年度から多胎妊婦の負担軽減のため妊婦健康診査費用の追加助成を始めました。			
妊娠届出者数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	334	337	283	308
年間延べ受診回数(回)	4,276	4,162	3,796	3,706

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、母子保健推進員及び市の保健師が随時家庭訪問し、育児指導を行います。
取組状況	母子保健推進員及び市の保健師による全戸訪問を実施しました。

年間訪問乳児数 (人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	334	336	329	288

⑤ 養育支援訪問事業

事業内容	養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための専門的な相談支援等を行います。			
取組状況	支援を必要とする家庭の見落としがないよう、該当の家庭には適切な支援の提供の実現に努めました。			
支援対象人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	47	25	53	55

⑥ 子育て短期支援事業

事業内容	保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。			
取組状況	利用希望に対して適切に対応できる体制を整えるよう5か所の施設と委託契約を交わし、受入体制の充実に努めました。また、令和6年度は、里親とも委託契約を交わし、受入体制を強化しました。			
支援対象人数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	19	5	5	21

⑦ ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)

事業内容	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。			
取組状況	●会員数：令和5年度 332人 【利用料】 ●昼間(7:00~19:00) 1時間あたり 600円 ●早朝(～7:00)・夜間(19:00～) 1時間あたり 700円 ●土・日・祝日 1時間あたり 700円 ●病後児保育 1時間あたり 700円			
年間延べ件数(件)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	465	461	403	230

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)

事業内容	主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休暇等に、幼稚園で一時的に保育を行います。			
取組状況	各幼稚園で事業を実施しました。			
年間延べ利用者数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	6,466	6,738	6,691	6,466

⑧-2 一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)

事業内容	急な用事や急病等により、一時的に児童の世話ができない場合に保育所で児童を預かります。			
取組状況	令和3年度までは、日の出保育園、出合保育園、厚陽保育園、焼野保育園、須恵保育園、さくら保育園、真珠保育園、貞源寺第二保育園及びあおい保育園の9園で実施しました。令和4年度からは、統廃合により、出合保育園に代わり、ねたろう保育園で、また、焼野保育園が休止したため、8園で実施しました。			
年間延べ利用者数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	818	677	1,091	1,346

⑨ 延長保育事業

事業内容	認定された保育時間を超えて保育所等で保育を実施します。 ・短時間認定 月の就労が52時間～120時間の場合に該当 1日の保育時間は原則として8時間 ・標準時間認定 月の就労が120時間以上 1日の保育時間は原則として11時間			
取組状況	・短時間認定 全園で実施しました。 ・標準時間認定 1時間延長 5園 30分延長 6園 50分延長 1園			
利用者数(人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	458	528	548	545

⑩ 病児保育事業

事業内容	発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な時間、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行います。令和元年度から県内全市町で協定を結んで、市外での病児保育にも対応しています。			
取組状況	【利用料】 ● 1人につき1日2,000円（減免制度あり） 【利用対象者】 ● 0歳から小学校6年生まで			
年間延べ利用者数（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	505	878	887	1,612

⑪ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容	保護者の就労等により、放課後や夏休み等の長期休業期間に、児童の養育ができない家庭を対象に児童を預かります。対象は小学校に在学する児童です。			
取組状況	各小学校区（令和3年度までは13クラブ（厚狭は2クラブ）、令和4年度からは12クラブ（厚狭は2クラブ））で事業を実施しました。 令和5年度に小野田児童クラブで1クラス拡充するとともに6年生までの受入れを開始し、高千帆児童クラブで1クラス拡充しました。令和6年7月には厚狭児童クラブで1クラス拡充しました。 また、令和6年度に赤崎児童クラブで6年生までの受入れを開始し、7クラブ（本山、赤崎、小野田、有帆、厚陽、出合及び埴生）で6年生まで受入れを行っています。			
全 体	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所決定者数又は定員（人）	826	830	790	864
申込者数（人）	791	776	788	779
うち低学年（人）	740	712	748	726
うち高学年（人）	51	64	40	53

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。 令和元年10月からの幼児教育無償化に伴い、給食費（副食費）の取扱いが変更され、この事業の対象者が見直されました。
取組状況	新制度未移行の幼稚園在園児の低所得世帯等に対して、実費徴収される給食費（副食費）の助成を実施しました。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。また、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に職員の加配に必要な費用を補助します。
取組状況	令和6年に認定こども園が創設されましたが、補助の実績はありませんでした。

（3）個別事業の状況

第2期支援事業計画では、地域子ども・子育て支援事業以外にも、3つの基本的方針を掲げ、その方針を達成するために7つの基本事業を定め、基本事業に基づき様々な事業を実施しました。事業の取り組み状況については、次のとおりです。

なお、事業の中で年月の記載がある事業は、第2期支援事業計画期間中に新規で実施した事業です。

第2期支援事業計画における基本事業

- 事業1** 働く子育て家庭の支援
- 事業2** 子育ての不安と負担の軽減
- 事業3** 母子保健サービスの充実
- 事業4** 幼児教育の推進・義務教育環境の向上
- 事業5** 配慮が必要な子どもと家庭の支援
- 事業6** 地域社会での子育て支援
- 事業7** 学校・家庭・地域の連携の促進

事業1 働く子育て家庭の支援

● 第2子以降保育料無償化の開始（令和6年9月）

令和6年9月から子育て世帯への経済的支援として、生計を同一にしている子どものうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、0歳児から2歳児までの第2子以降の保育料を無償化する制度を開始しました。

● 医療的ケア児の受入体制の構築

公立保育所に看護師を1名配置して、障がい児や医療的ケア児等、特に配慮が必要な児童の保育所での受入体制を整えました。

事業2 子育ての不安と負担の軽減

● 出産祝金給付事業の開始（令和4年4月）

令和4年4月から次代を担う子どもの健全育成を図るとともに子育て世代から選ばれ住み続けてもらえるまちとなるよう、新生児の保護者に対して出産祝金の給付を開始しました。この事業は令和5年度から子育て応援ギフト事業に振り替わりました。

● 入学祝金給付事業の開始・拡充（令和4年4月、令和5年4月）

令和4年4月から次代を担う子どもの健全育成を図るとともに子育て世代から選ばれ住み続けてもらえるまちとなるよう、小学校入学を迎える子どもの保護者に対して入学祝金の給付を開始しました。令和5年4月からは、対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても入学祝金を給付しました。

● 子育て支援アプリ「ここなびさんようおのだ」の開始(令和4年7月)

令和4年7月から子育て支援アプリ「ここなびさんようおのだ」のサービスを開始し、母子健康手帳と併用し、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートする体制を構築しました。

● 伴走型相談支援事業の開始（令和5年2月）

令和5年2月から全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう経済的支援と一体的に、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぎました。

● 出産応援ギフト事業の開始（令和5年2月）

令和5年2月から妊娠の届出を行った妊婦に対し、伴走型相談支援事業と一体的に経済的支援を実施しました。

● 子育て応援ギフト事業の開始（令和5年2月）

令和5年2月から子どもを出産した方に対し、伴走型相談支援事業と一体的に経済的支援を実施しました。

● 児童手当の拡充（令和6年10月）

令和6年10月から児童手当の対象を中学校修了までの児童から高校生年代までの児童に引き上げるとともに所得制限を撤廃し、また、第3子以降の多子加算について、支給額を引き上げました。

● 山陽小野田市子育て総合支援センター（スマイルキッズ。以下、「スマイルキッズ」という。）の管理・運営

子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、総合的な子育て支援をワンストップで受けることができる拠点施設を整備しました。子育てに関する6つの事業を集約して各事業の連携を図りながら、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のないきめ細かな支援に取り組みました。

● 地域子育て支援拠点事業

プレイスペースの設置により、子育て世代の交流の場を提供し、また、子育ての相談・助言、子育てに関する講座を行い、子育て中の親子や子育て経験者が気軽に交流できる子育て支援の場づくりに努めました。

● 子育てコンシェルジュ事業

子育て世代に寄り添い、身近な相談窓口である子育てコンシェルジュが子育て世代が集う場に積極的に出向き、子育ての相談・助言、情報提供等を行い、気軽に相談できる体制の構築及び強化に努めました。

● 充実した産科医療の提供

市民病院において、LDR（陣痛から分娩、回復までの快適な個室を提供）や助産師外来の充実、産後ケアなど安全・安心な分娩の支援に努めました。

事業3 母子保健サービスの充実

● 妊婦健康診査事業（歯科健診）の開始（令和2年4月）

令和2年4月に妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を開始し、歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ、安心して妊娠・出産できるよう支援する体制を整えました。

● 多胎妊産婦支援事業の開始（令和4年4月）

令和4年4月に双子や三つ子など多胎妊娠の方に妊婦健康診査費用の追加助成を開始し、安心して出産できるように支援しました。

● 葉酸サプリメント配布事業の開始（令和5年4月）

生まれてくる子どもの先天的な障がいの予防や妊娠期の貧血、妊娠高血圧症候群の予防のため、妊娠を希望する女性や妊婦に対し、令和5年4月から葉酸サプリメントの配布を開始し、安心安全な妊娠・出産・育児を支援しました。

● 新生児聴覚検査費助成事業の開始（令和6年4月）

令和6年4月から新生児聴覚検査費用の助成を開始し、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備しました。

● 子育て世代包括支援センター・ココシエ事業

保健師が妊娠期から子育て期までの産前・産後及び子育ての不安・負担の軽減の支援を行い、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援体制の構築に努めました。

● 母子保健事業

幼児健診や離乳食ひろば、マタニティひろば等の母子保健事業を行い、健やかな子どもの育ちを支援しました。

● 産婦健康診査事業の実施

出産後間もない時期の産婦の心身の健康状態を把握するため、産後2週間及び1か月の健康診査に係る費用を助成し、出産後の支援体制の構築に努めました。

● 産後ケア事業の実施

家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、出産後のサポート体制の充実に努めました。

事業4 幼児教育の推進・義務教育環境の向上

● 乳幼児期からの食育の取組

乳幼児期から食に関心を持ち、様々な食体験を通して食の知識やマナーを学ぶ機会を提供し、生涯にわたって正しい食生活を推進しました。

● **生活改善・学力向上事業の実施**

全ての小・中学校でモジュール学習を行い、各家庭で児童生徒の生活習慣の改善を図り、「生きる力」の土台づくりに努めました。

● **マタニティブックスタート事業の実施**

赤ちゃんが生まれる家庭に絵本をプレゼントし、おなかの中にいるときから読み聞かせを通して心の絆を深め、子どもの健やかな成長を促すよう努めました。

● **子ども読書活動推進計画推進事業の実施**

子ども読書活動推進計画（第四次計画）に基づき、子どもの読書活動を推進するための事業を行いました。主な取組みとして、「絵本で子育て出前講座」等、切れ目のない読書活動を推進しました。

● **いじめ防止対策事業の実施**

いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」に沿って、本市の実情に応じた組織的ないじめ防止の取組みを進めました。

● **通学路安全対策事業の実施**

道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して行った合同点検をもとに、要対策箇所の整備を計画的に行い、通学路の安全確保に努めました。

事業5 **配慮が必要な子どもと家庭の支援**

● **児童扶養手当の拡充（令和6年11月）**

令和6年11月から児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額の引上げ、全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額の引上げ等を実施しました。

● **家庭児童相談事業**

専任の家庭児童相談員を2人配置し、児童虐待や支援を必要とする子どもの対応に当たりました。子育て世代包括支援センターや子育てコンシェルジュと連携し、早い時期から支援が必要な妊産婦の把握に努め、児童虐待の未然防止等に努めました。

事業6 地域社会での子育て支援

● ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターのアドバイザーが一時的な子育て支援を受けたい方と子育て支援ができる方との調整をして、市民相互の援助活動を推進しました。

事業7 学校・家庭・地域の連携の促進

● コミュニティスクールの実施

学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いて、コミュニティスクールを実施しました。

● 家庭教育支援事業の実施

子育て経験者や主任児童委員、民生委員等で組織された家庭教育支援チームが、子どもを持つ親が安心して家庭教育を行うことができるよう、学習機会の提供や相談対応を行いました。

● スクールアドバイザー配置事業の実施

コミュニティスクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置しました。

4 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題

「山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く現状」及び「第2期計画の取組状況」から本市においては、次のような課題があげられます。

(1) 教育・保育提供体制の充実

- 3歳未満児の中でも特に0歳児において、年度末に近づくにつれて待機児童が発生している状況であり、「認可保育所」に対する年齢別のニーズ量に沿った保育の提供体制の整備が求められています。
- 利用する施設を選ぶ際に最も重視されていることが、職員の対応の良さとなっており、教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上が求められています。本市では、令和6年度から保育の質の向上策として、4・5歳児の配置基準が改善されたことを踏まえ、3歳未満児クラスにおいて国の配置基準を上回る保育士を配置できるよう補助を実施しています。今後も引き続き、保育士が子ども主体の保育業務に注力し、保護者が安心して子どもを預けることができる体制を整備する必要があります。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 小学校低学年（1～3年生）での放課後児童クラブの利用希望は52.9%、小学校高学年（4～6年生）での利用希望は23.5%となっており、一定のニーズがあります。

本市では、放課後児童クラブの整備を進め高学年までの受入れを拡充しつつあるものの全ての小学校区において高学年までの受入れができていないことから放課後児童クラブにおける保育環境の充実のため今後も引き続き、放課後児童クラブの整備に注力していく必要があります。

- ファミリーサポートセンターの利用数が大幅に減少しています。利用経験は就学前保護者で2.0%、小学生保護者で5.1%と際立って低い状況です。ただし、「知っているが、利用したことはない」と回答した人にその理由を尋ねたところ「提供会員に預けるのが不安だから」、「しくみがよく分からないから」、「急に利用しにくいから」が20%～30%程度おり、ファミリーサポートセンターの制度自体の周知や提供会員の資質の向上に努め、誰もが気軽に利用しやすい環境づくりが求められています。また、依然として提供会員が不足している状況は変わりなく、育児を積極的に援助できる提供会員を増やすことが必要です。

(3) 働く子育て家庭の支援

- 子育て家庭の仕事と子育ての両立を図るための支援体制としては、保育サービスや放課後児童対策が挙げられます。保育サービスについては、前述のとおり、3歳未満児の中でも特に0歳児において、年度末に近づくにつれて待機児童が発

生している状況で年齢別のニーズ量に沿った保育の提供体制の整備が必要となります。放課後児童クラブについては、整備を進めていますが、依然として高学年までの受入れができていない小学校区があることから今後も引き続き、放課後児童クラブの整備に注力していく必要があります。

(4) 子育ての不安と負担の軽減

- 子ども医療費助成制度について、所得制限を撤廃した影響から保護者の満足感を得られている状況ですが、近隣他市においては、対象者を高校生まで引き上げているところもあり、更なる拡充について検討していきます。
- スマイルキッズの周知度は高く、市民に浸透した施設となっています。6つの子育て支援事業を一つの施設で連携して行うことにより、妊娠、出産から切れ目のない寄り添い支援を行う県内で最初の取組であるこの施設の特性をいかし、子育て世代に更なる利用促進を図るため魅力ある講座の開催等、事業運営の充実に取り組む必要があります。
- 令和4年7月に新たな情報発信ツールとして「ここなびさんようおのだ」を導入したもののニーズ調査の結果をみると、利用経験は就学前児童保護者で14.4%、小学生児童保護者で6.1%、今後の利用希望は就学前児童保護者で9.6%、小学校児童保護者で4.3%と低い数値となっています。「ここなびさんようおのだ」の内容を充実させるとともに保護者へアプリの魅力をPRする必要があります。

(5) 母子保健サービスの充実

- 令和2年4月に妊婦健康診査事業（歯科健診）を、令和4年4月に多胎妊産婦支援事業を、令和5年4月に葉酸サプリメント配布事業を、令和6年4月に新生児聴覚検査費助成事業を開始し、母子保健サービスの充実を図っています。今後も引き続き、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を実施するとともに、安心して子どもを産み、育てることができる環境を充実させる必要があります。

(6) 幼児教育の推進・義務教育環境の向上

- 幼児教育について、小学校入学後、同じ集団の中で早く新しい環境に慣れ、新しい学校生活を送ることができるよう、幼稚園・保育園と小学校が連携・協力して学びや遊びを指導し、成長を助けていく必要があります。
- 早寝・早起き・朝ごはんなどで心と体の土台をつくり、学校のモジュール学習で脳を鍛える生活改善・学力向上事業を継続して実施していく必要があります。
- 重要度の高い子育て支援策として「子育てやいじめ問題などの各種相談窓口」があり、保護者の関心の高さが示されています。今後も引き続き、スクールカウ

セラーやスクールソーシャルワーカー等を含め、学校、保護者、教育委員会が連携して、相談対応等児童・生徒・保護者の支援が求められています。

- 疾病の予防や適切な食習慣を確立するため、家庭や幼稚園、保育所や小・中学校などと連携を図り、食育を推進していく必要があります。スマイルキッズで行っている乳幼児期からの食育講座を通して食に関する知識を伝える機会の充実が必要です。

(7) 配慮が必要な子どもと家庭の支援

- 児童虐待については、要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止のための関係機関との情報交換及び連携を密にとるとともに、児童虐待防止対策の取組の周知徹底を通して、虐待防止ネットワークの強化を図ることが必要です。
- ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」、「ひとり親家庭医療費支給事業」、「母子寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等の経済的支援を中心とした取組みが行われており、継続して実施していく必要があります。また、ハローワークと連携し、ひとり親家庭の保護者の就労と自立促進を継続して実施することが大切です。

(8) 地域社会での子育て支援

- 就学前児童保護者においては「親子で安心して遊べる場所」、小学生保護者において、「子どもが安心して遊べる場所の整備」の重要度が高いにもかかわらず、不満の割合も高いため、市内の公園が安全で快適に利用できるよう、安全点検、補修などの維持管理を引き続き実施するとともに、多様性に配慮した誰もが育ち・学び・遊べる環境を整備する必要があります。
- 交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組みであり、現在実施している交通安全指導や交通安全教室等を継続して実施していく必要があります。また、通学路の安全対策についても、定期的に確認を行い、随時、改善を図っていくことが大切です。

第3部 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿とキャッチフレーズ

子どもは、家族にとっても、社会にとっても、かけがえのない存在です。子どもは、やがて成長し社会を支え、その次の世代を育む側へと移り、次の世代につながっていきます。

次代を担う子どもが健やかに育つためには、安心して子どもを産み、子育ての負担や不安を和らげ、地域社会全体で子育て家庭を支援していく必要があります。

山陽小野田市に住む子ども一人一人が、地域の関わりの中で、豊かに育ち、また、置かれている環境等にかかわらず、健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、子育て家庭の親たちがしっかりと子どもと向き合って、安心して喜びながら子育てができるよう、行政や地域、市民が共に支え合いながら子育てしやすいまちづくりを目指していくという思いから、第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画を継承し、「共に支え合い 子育てをする喜びと 子どもの笑顔が輝くまち 山陽小野田」を目指すべき姿とし、「子育て いいね！ スマイルシティ さんようおのだ ～産んで安心 育てて安心～」をキャッチフレーズに掲げ、これからも様々な子育て支援施策を展開していきます。

目指すべき姿

**共に支え合い 子育てをする喜びと
子どもの笑顔が輝くまち 山陽小野田**

キャッチフレーズ

**子育て いいね！ スマイルシティ さんようおのだ
～産んで安心 育てて安心～**

2 施策の体系

目指すべき姿を実現するため、3つの基本的視点に基づき、様々な事業に取り組みます。子育て支援施策を体系に示すと、以下のとおりです。

【目指すべき姿】

共に支え合い 子育てをする喜びと 子どもの笑顔が輝くまち山陽小野田

【基本的視点】

1 子育て家庭を支える

2 全ての子どもを支える

3 地域社会全体で 子どもと子育てを 支援する

【基本事業】

(1)子育て家庭の経済的負担の軽減

(2)妊娠期からの切れ目ない支援の充実

(3)子育てに関する相談体制の充実

(4)子育て家庭同士の交流の場の提供

(5)働く子育て家庭への支援

(1)就学後の教育・保育の充実と義務
教育環境の向上

(2)配慮が必要な子どもとその家庭への
支援

(1)地域社会全体で子育てするという
意識の醸成

(2)地域と子育て家庭をつなぐ場の提供
と活動への支援

(3)地域における子どもの居場所づくり

(4)子どもの安心・安全の確保

(5)関係機関の連携の推進

3 基本的視点

目指すべき姿を実現するため、3つの基本的視点に基づき、様々な施策や事業にとりくみます。

1 子育て家庭を支える

子育てをする喜びを感じるためには、子育てに対する不安や負担、孤立感の軽減を図ることが必要です。

不安や負担、孤立感の軽減を図るため、妊娠からの切れ目ない支援を実施するとともに、子育てに関する相談体制の充実や子育て家庭同士の交流の場を提供する等、全ての子育て家庭が安心して、子どもの成長に喜びを感じながら子育てできる環境を整えていきます。

■ 基本事業と具体的な取組

基本事業	具体的な取組
(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減	経済的負担の軽減
(2) 妊娠期からの切れ目ない支援の充実	不妊治療等に対する支援 産科医療体制の充実 妊産婦・子どもの心身の健康に対する支援 食育の推進 子育て家庭に対する支援
(3) 子育てに関する相談体制の充実	相談機関の提供と充実
(4) 子育て家庭同士の交流の場の提供	交流の場の提供
(5) 働く子育て家庭への支援	保育サービスの充実 放課後児童対策の充実

2 全ての子どもを支える

子どもが置かれている環境等にかかわらず、また、病気や障がいの有無にかかわらず健やかな育ちが等しく保障され、「子どもの最善の利益」が実現されるためには、子どもを独立した人格をもつ権利の主体として尊重し、子ども一人一人に応じた支援と、誰もが必要な支援を受けられる体制の整備が必要です。

また、全ての子どもが生まれながら持つ自ら育つ力を十分に発揮できるように子どもの育ちを第一に考え、子どもが豊かな心を育み、健やかに成長していける環境の整備も必要です。

これらの体制整備、環境整備に取り組んでいきます。

■ 基本事業と具体的な取組

基本事業	具体的な取組
(1) 就学後の教育・保育の充実と義務教育環境の向上	幼児教育の推進 教育環境の向上 子どもの心に寄り添う学校づくりの推進 連携体制の充実
(2) 配慮が必要な子どもとその家庭への支援	相談体制の充実 ひとり親家庭への支援 障がいをもつ子どもやその家庭への支援

3 地域社会全体で子どもと子育てを支援する

子どもが健やかに育つためには、地域の関わりはとても重要であり、子どもが安心して生活するためには、地域の支援も必要不可欠です。

また、子育て家庭がしっかりと子どもと向き合って、安心して喜びながら子育てできるためには、地域の子育ての現状の理解や地域社会全体でやがて地域を支えていく次世代を共に育てるという意識の醸成が必要です。

意識が醸成され、地域と子育て家庭、双方の支え合いの関係が地域の中で循環し、継続することにより、子育て家庭の親たちが子育て支援や他の地域活動の次の担い手になるように働きかけていくことが、温かな地域をつくっていくことにつながります。

意識の醸成を図るための啓発と地域と子育て家庭をつなぐ場、地域における子どもの居場所づくり、また、子育て支援に関する地域活動への支援に取り組んでいきます。

■ 基本事業と具体的な取組

基本事業	具体的な取組
(1) 地域社会全体で子育てするという意識の醸成	地域の子育ての現状の理解や子どもを地域社会全体で共に育てるという意識の啓発
(2) 地域と子育て家庭をつなぐ場の提供と活動への支援	地域と子育て家庭をつなぐ場の提供 子育て支援活動している団体への支援
(3) 地域における子どもの居場所づくり	地域における子どもの居場所づくり
(4) 子どもの安心・安全の確保	子どもの安心・安全の確保
(5) 関係機関の連携の推進	連携の体制づくりと地域教育力の向上

第4部 基本的視点と基本事業の展開

1 子育て家庭を支える

(1) 子育て家庭への経済的負担の軽減

子育てに対する不安や負担の中には、経済的な要因を背景とするものも少なくありません。就学前児童保護者、小学生保護者ともにニーズ調査において、経済的支援への重要度は高くなっています。各医療費助成における満足度は高いものの、その他の経済的支援については、満足度が低い結果となっています。これまでの事業を継続するとともに、更なる負担軽減を図るため、事業を充実させていく必要があります。

■ 実施事業

経済的負担の軽減

※ **新規** は第3期子ども・子育て支援事業計画から追加した事業です。

事業名	内 容	担 当
新規 子育て応援ギフト事業	子どもを出産した方に対し、子ども1人につき5万円を支給します。	子育て支援課
新規 入学祝金支給事業	小学校、中学校入学時に、児童1人につき、お祝金として5万円を支給します。	子育て支援課
新規 第2子以降保育料無償化事業	保育所に入所する第2子以降の児童の保育料について、無償化します。	子育て支援課
新規 出産応援ギフト事業	妊娠の届出を行った妊婦に対し、1人につき5万円を支給します。	健康増進課
児童手当支給事業	高校3年生までの児童を養育している人に対して児童手当を支給します。	子育て支援課
乳幼児医療費助成事業	小学校就学前の乳幼児の医療費（保険適用）自己負担分を助成します。また、市独自で県制度の所得制限を撤廃し、全ての就学前児童の医療費自己負担分を助成します。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対して、医療費（保険適用）の自己負担分を助成します。	子育て支援課
子ども医療費助成事業	小学校1年生から中学校3年生までの全ての児童の医療費（保険適用）自己負担分を助成します。	子育て支援課
養育医療給付事業	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児（未熟児）が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行います。	子育て支援課
幼児教育の無償化に関する事業	3歳以上の児童及び非課税世帯の3歳未満の児童の認可保育所・幼稚園等の保育料無償化に加えて、認可外保育所、病児保育所、ファミリーサポートセンター、預かり保育等も対象とします。	子育て支援課

児童扶養手当支給事業	18 歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母または養育者に対して児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
特別児童扶養手当支給事業	20 歳未満の障がいをもっているお子さんがいる家庭の父、母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者に対し医療費（保険適用）自己負担分を助成します。	障害福祉課
小児慢性特定疾患児支援事業	小児慢性特定疾患児に日常生活用具を給付します。	障害福祉課
難聴児補聴器購入費等助成事業	補装具費支給制度の補完的措置として、「身体障害者手帳」の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入費等に要する経費の一部を助成します。	障害福祉課
育成医療給付事業	18 歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来、障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる児童に対し、医療費を給付します。	障害福祉課
就学援助事業	家庭の経済状況に左右されことなく、義務教育段階の就学を援助できるよう、学用品費、給食費、修学旅行費等、就学に必要な支援を行います。	学校教育課
交通遺児助成金支給事業	交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給します。	学校教育課

（２）妊娠期からの切れ目ない支援の充実

平成 30 年 4 月に子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ総合的な子育て支援をワンストップで受けることができる拠点施設としてスマイルキッズを整備しました。スマイルキッズでは、6 つの子育て支援事業を連携して実施し、妊娠、出産から切れ目のない寄り添い支援を実施しています。

令和 7 年 4 月からは、6 つの事業の内、「子育て世代包括支援センター事業」と「家庭児童相談事業」について、各々が有してきた機能を引き続きいかしながらも、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく支援することを目的とし、「こども家庭センター事業」として統合し、支援の充実を図ります。

■ 実施事業

不妊治療等に対する支援

事業名	内 容	担 当
不妊治療費助成事業	不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。	健康増進課
不妊相談・不妊症治療	「子どもがほしいけどなかなかできない…」といった悩みなどに専門員が応じます。	市民病院

産科医療体制の充実

事業名	内 容	担 当
助産師外来	妊娠 26 週の時点で、助産師外来を設け患者 1 人当たり 1 時間の枠を用意し、妊娠、分娩、産後の様々な不安やトラブルを解消できるよう支援します。	市民病院
マタニティヨガ	専任のインストラクターによるマタニティヨガを開催します。腰痛や肩こり、足のつり、足の付け根の痛みなどの妊娠に伴う不快症状が改善し、また、予防できます。	市民病院
パパママ教室 ～ベビークラス～	健康で楽しく育児ができるよう、育児相談、栄養相談等を行います。	市民病院
母乳外来	母乳不足感や乳房トラブル、断乳など、退院後から卒乳まで助産師がおっぱいのケアとともに、アドバイスを行います。	市民病院
LDR（陣痛・分娩・回復室）	陣痛から、分娩、産後の回復までを同じ部屋で過ごす出産方法を取り入れています。お産の進行によって分娩室に移動する必要もないので、精神的にも肉体的にも負担が軽くなります。	市民病院

妊産婦・子どもの心身の健康に対する支援

事業名	内 容	担 当
新規 こども家庭センターによる相談事業	母子保健、児童福祉が連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。また、保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行います。	子育て支援課
新規 葉酸サプリメント配布事業	生まれてくる子どもの神経管閉鎖障がい等の予防に必要な葉酸サプリメントを、妊娠を希望する女性及び妊娠届を提出した妊婦の内、希望する方に配布します。	健康増進課
新規 多胎妊産婦支援事業	多胎妊婦に対して、妊産婦健康診査補助券を追加で 5 回分交付し、安心して出産できるよう支援します。	健康増進課

新規 新生児聴覚検査費 助成事業	新生児の耳の聞こえの障がいを早い時期に発見するために実施する新生児聴覚検査の費用を助成します。	健康増進課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付	妊娠届書を提出した者に、母子健康手帳を交付します。保健師が面接を行い、母子保健事業の紹介や必要に応じて保健指導を行います。	健康増進課
産前・産後サポート事業 (マタニティひろば)	妊娠、出産、育児についての不安をやわらげるための妊産婦や夫(パートナー)とその家族を対象として育児や出産に関する教室を開催します。	健康増進課
妊産婦健康診査事業	妊産婦健康診査補助券を交付し、妊産婦健康診査を実施します。また、産婦健康診査は、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ることも目的としています。	健康増進課
妊婦歯科健康診査事業	母子健康手帳の交付時に妊婦歯科健康診査補助券を交付し、妊娠中に無料で歯科健康診査を受けることができます。	健康増進課
産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	健康増進課
育児相談事業 (すくすく相談)	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催します。また、不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時の相談も対応します。	健康増進課
乳幼児健康診査事業	乳児健康診査や幼児健康診査等を行い、運動機能、視聴覚等の障がい、発達障がいを持った子どもを早期発見し、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図ります。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	健康増進課
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施します。	健康増進課
母子保健健康教育事業 (離乳食ひろば) (幼児食ひろば) (あんしん子育てひろば)	離乳食開始時期の不安や悩みを解消及び離乳食から幼児食移行、う歯予防等のために栄養士や保健師による講話や個別相談を実施します。また、小児科医や司書による講話を実施し、子どもの病気や発達、育児のポイント等について学ぶ機会を提供します。	健康増進課

年中児発達相談事業	年中時に、お子さんの成長発育の様子を確認し、集団生活が苦手なお子さん等への早期支援を行い、円滑な就学につなぎます。	健康増進課
療育教室(にこキッズ)事業	発育や発達が気になるお子さんやその保護者を対象に遊びを取り入れながら、早期療育と発達専門家による相談、指導を実施します。	健康増進課
母子家庭訪問指導事業	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に保健師が訪問し訪問指導を実施します。	健康増進課

食育の推進

事業名	内 容	担 当
キッズキッチン事業	乳幼児期から食に関心を持ち、様々な食体験を通して食の知識やマナーを学ぶ機会を提供します。	健康増進課
食育推進計画推進事業 (ねたろう食育博士養成講座)	地域住民(小学生以上)の生涯を通じた健康づくりの実践活動を促進するために、市民を対象に、食育を実践し、食育の大切さをPRできる食育博士を養成します。	健康増進課
食育支援事業	山陽小野田市食育推進計画に基づき学校及び学校給食センターで食育を推進します。	学校給食センター・学校教育課

子育て家庭に対する支援

事業名	内 容	担 当
病児保育事業	集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かります。	子育て支援課
子育て短期支援事業	児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護します。	子育て支援課
一時預かり事業	保護者の急な病気や入院、育児疲れの解消や私的な理由で一時的な保育が必要となる場合にお子さんを市内保育所で預かります。	子育て支援課
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、認定された利用時間以外に保育所、認定こども園等で保育を実施します。	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	仕事や用事でお子さんの育児を頼みたい時に利用できます。	子育て支援課
子育てワンストップ事業	子育て関連の申請手続きについて、マイナンバーを用いてオンラインで一括した手続きを受け付	子育て支援課 健康増進課

	けます。また、手当等の申請について、オンラインで手続きできる体制づくりに努めます。	
--	---	--

(3) 子育てに関する相談体制の充実

ニーズ調査において、子育てに関して、どのような情報提供や相談、支援を受けたいと思いますかという質問に対し、就学前児童保護者では、「幼稚園・保育所などへの入園・入所等（事業内容、手続き、空き情報など）」が48.5%と最も高く、次いで「子どもの心身の健康や発達」が37.7%、「子どもの生活習慣や遊び方」が34.9%となり、また、小学生児童保護者では、「子どもの学習や進学」が54.0%と最も高く、次いで「子どもの心身の健康や発達」が41.3%、「子どもの生活習慣や遊び方」が37.0%となっており、子どもの年齢に応じて相談、支援を受けたい内容は異なるものの、保護者が相談や支援を受けることができる機関が必要であることが伺えます。

子どもの心身の健康や発達、生活習慣や遊び方についてなど子育てについての相談が気軽にできる場所の提供及びその体制の充実を図っていきます。

■ 実施事業

相談機関の提供と充実

事業名	内 容	担 当
新規（再掲） こども家庭センターによる 相談事業	母子保健、児童福祉が連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。 保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行います。 また、子育てに関する悩みや児童虐待等の支援が必要な家庭に対する様々な問題に対応します。	子育て支援課
新規 伴走型相談支援事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して保健師が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぎます。	健康増進課
子育てコンシェルジュ事業	子育て家庭が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、声のかけやすい子育て相談窓口となり、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代を応援します。	子育て支援課
地域子育て支援拠点 スマイルキッズ事業	スマイルキッズにおいて、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行います。	子育て支援課
地域子育て支援拠点 私立保育所事業	市内4か所の私立保育所において、子育て相談や子育て支援に関する講習会を実施します。	子育て支援課

ひとり親福祉事業	母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な相談情報提供や指導及び貸付事務等を行います。	子育て支援課
子育て支援情報発信事業	子育て支援アプリ「ここなびさんようおのだ」を活用し、子育てについての情報発信に努めます。	子育て支援課
(再掲) 育児相談事業 (すくすく相談)	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催します。また、不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時の相談も対応します。	健康増進課
(再掲) 年中児発達相談事業	年中時に、お子さんの成長発育の様子を確認し、集団生活が苦手なお子さん等への早期支援を行い、円滑な就学につなぎます。	健康増進課

(4) 子育て家庭同士の交流の場の提供

核家族化の進展や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て家庭同士でつながる場が減少しています。同じ子育て家庭同士が、子育てやお子さんの心身の健康や発達についての悩みを共有、相談できる場所を提供することによって、子育てへ不安が軽減できるよう、子育て家庭同士が交流できる場の提供と充実を図ります。

■ 実施事業

交流の場の提供

事業名	内 容	担 当
(再掲) 地域子育て支援拠点 スマイルキッズ事業	スマイルキッズにおいて、未就学児をもつ親子が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行います。	子育て支援課
(再掲) 地域子育て支援拠点 私立保育所事業	市内4か所の私立保育所において、子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談や子育て支援に関する講習会を実施します。	子育て支援課

(5) 働く子育て家庭への支援

働く子育て家庭の仕事と子育ての両立を図るための支援体制として、保育サービスや対策の充実をはじめ、子育てに関する相談機能の充実や支援サービスの情報提供を図ります。

特に、放課後児童クラブ事業においては、引き続き、全てのクラスで全学年の受入れができるよう支援員確保方策の検討や施設整備等について取り組んでいきます。

■ 実施事業

保育サービスの充実

事業名	内 容	担 当
新規 認定こども園等施設型給付事業	認定こども園に係る施設型給付費を支給します。 市内に令和6年度から1園創設されました。	子育て支援課
保育所等施設型給付事業 (私立12園及び管外保育所)	保育事業を私立保育所(12 保育園)及び管外保育園に委託し、その運営費を給付します。	子育て支援課
幼稚園等施設型給付事業	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、公定価格(運営費)を施設型給付費として支給します。	子育て支援課
地域型保育事業運営支援事業	民間保育サービス事業者等が子ども・子育て支援新制度に基づき、地域型保育事業の一つである事業所内保育事業を実施するに当たっての運営費の負担を行います。	子育て支援課
幼稚園等施設型給付事業	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、公定価格(運営費)を施設型給付費として支給します。平成27年度に1園、平成28年度に1園、令和元年度に1園が新制度に移行し、3園ありましたが、その内、1園は令和6年度に認定こども園に移行しました。	子育て支援課
幼児教育の無償化に関する事業	3歳以上の児童及び非課税世帯の3歳未満の児童の認可保育所・幼稚園等の保育料無償化に加えて、認可外保育所、病児保育所、ファミリーサポートセンター、預かり保育等も対象とします。	子育て支援課
公立保育所看護師配置事業	公立保育所に看護師を配置し、医療的ケア児の受入体制を整備します。	子育て支援課
(再掲) 第2子以降保育料無償化事業	保育所に入所する第2子以降の児童の保育料について、無償化します。	子育て支援課
(再掲) 一時預かり事業	私立保育所又は私立幼稚園で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付します。	子育て支援課
(再掲) 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、認定された利用時間以外に保育所、認定こども園等で保育を実施します。	子育て支援課

放課後児童対策の充実

事業名	内 容	担 当
放課後児童対策事業 (放課後児童クラブ)	市内全小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施します。 平日は放課後から午後5時まで開所し、土曜日及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時まで開所します。なお、午前8時から午前8時30分までの30分間と午後5時から6時まで1時間の延長保育があります。	子育て支援課

2 全ての子どもを支える

(1) 就学後の教育・保育の充実と義務教育環境の向上

子どもが広い視野をもち、主体的に生きていくために必要な確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成します。また、学校・家庭・地域が連携して、青少年の健全育成を図ります。

■ 実施事業

幼児教育の推進

事業名	内 容	担 当
マタニティ・ブックスタート事業	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支えます。	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業	子どもの読書活動を推進するための事業を行います。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」等や幼児向け（3才～5才）ブックリストの作成を行います。	中央・厚狭図書館
おはなし隊活動事業	本に出会うことができる環境づくりは重要であり、図書館の利用はマタニティブックスタートから始まることから、幼児期、就学前の児童に対する取組としてこの事業を行います。	厚狭図書館
私立幼稚園振興事業	私立幼稚園の教育条件の維持向上を図るため、市私立幼稚園連盟を通じて私立幼稚園を運営する学校法人に教員の研修参加に必要な経費を助成します。	教育総務課

教育環境の向上

事業名	内 容	担 当
英語教育推進事業	外国語指導助手（A L T）を確保し、英語教育を推進します。	学校教育課
学校司書配置事業	全ての小・中学校に学校司書を配置して、児童生徒の読書習慣の定着や、授業での図書の活用、学校間の図書の相互利用を図ります。	学校教育課
通学路安全対策推進事業	登・下校中の児童生徒が交通事故に遭わないよう、「通学路交通安全プログラム」に基づき通学路安全推進会議を設置し、警察や道路管理者等の関係機関と連携し、通学路の安全確保に努めます。	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト事業	家庭での生活習慣の改善や授業開始前のモジュール学習の実践により、小・中学生の学習意欲、基礎学力の向上を図ります。	学校教育課

子ども市民教育推進事業	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての自覚や生まれ育ったふるさとへの誇りや愛着心を育てます。	学校教育課
心ときめき教室開催事業	次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性、豊かな人間性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や地域の人々に教育活動協力者となっただき、授業をより多彩で活発なものにします。	学校教育課
平和教育推進事業	平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年（中学生）を対象とした取組を進めていきます。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞かせ、平和の尊さについて考える場としていきます。	社会教育課
学校図書館支援事業	児童・生徒が良い本と出会い、読書習慣を身に付けられるように図書館職員が市内小・中学校を巡回し、推薦図書の紹介や、本の読み聞かせ、本の閲覧・貸出を実施することで、読書環境を整え、読書活動の推進を図ります。	中央・厚狭図書館
中学生海外派遣事業	親善大使として中学生を友好都市モートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図ります。	市民活動推進課

子どもの心に寄り添う学校づくりの推進

事業名	内 容	担 当
スクールソーシャルワーカー等緊急派遣事業	小・中学校におけるいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉関係等の専門知識・技能を有する人材を活用し、小・中学生自身や小・中学生の置かれた様々な環境に働きかける支援体制を整えます。	学校教育課
いじめ防止対策推進事業	いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」に沿って、本市の実情に応じた組織的ないじめ防止の取組を進めます。	学校教育課
いじめ・不登校に対する支援事業	臨床心理士や学校教員ＯＢなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、２箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行います。	学校教育課

少年安全サポーター配置事業	現在、心の支援員や青少年相談員を配置し、いじめ・不登校を巡る小・中学生の支援業務に対応しています。今後も、より困難な事例に適切に対応していくため、少年安全サポーターを配置し、学校内外の更なる安心・安全な環境を整えます。	学校教育課
青少年育成協議会運営事業	協議会を通して、青少年の健全育成に関する諸事業を実施します。主に体験活動を通じて、家庭や地域が子どもに積極的に関わるよう働きかけを行います。	社会教育課
ヤングテレホン事業	青少年の「いじめ」、「不登校」、「友人関係」、「家族関係」、「性の悩み」、「異性問題」、「子育て」などの悩みのために専用の電話相談室を設けています。	社会教育課
不登校児対策事業	いじめ等の理由で不登校の児童・生徒及びその家族からの相談、学習支援等を行うことにより、学校復帰を図ります。	社会教育課

連携体制の充実

事業名	内 容	担 当
幼保・小連携事業	小学校区ごとに幼保・小の交流組織を作り、教職員の相互訪問、情報交換や幼児・児童の交流活動を行います。	学校教育課
小中一貫教育推進事業	小中一貫教育を推進するため、教職員を対象とした研修・研究を行います。	学校教育課
私立高等学校振興事業	学校法人が設置する私立学校の教育条件の維持向上を図るため、私立学校を設置する学校法人に学校の運営費と施設整備費を助成します。	教育総務課

(2) 配慮が必要な子どもとその家庭への支援

子どもが置かれている環境等にかかわらず、また、病気や障がいの有無にかかわらず健やかな育ちを等しく保障するため、配慮や支援が必要な子どもとその家庭への支援体制の整備及び環境整備を実施していきます。

■ 実施事業

相談体制の充実

事業名	内 容	担 当
新規 (再掲) こども家庭センターによる 相談事業	母子保健、児童福祉が連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。 保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行います。 また、子育てに関する悩みや児童虐待等の支援が必要な家庭に対する様々な問題に対応します。	子育て支援課

要保護児童対策地域協議会の強化	要保護児童の早期発見や適切な保護のため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止、発達障がい児の療育及び家族への支援等、児童の健全育成のために必要な取組を行い、関係機関相互の連携の強化を図ります。	子育て支援課
(再掲) 養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施します。	健康増進課
ひきこもり対策事業	ひきこもり状態にある者（半年以上、学校などに行かず、家族以外との親密な関係がもてない状態で、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者）やその家族が相談できるよう体制強化を図ります。	健康増進課
DV相談体制の充実	複雑・多様化する配偶者等からの暴力被害について、支援員を配置し、相談受付、危機介入、応急避難、所要の諸手続き援助、自立支援等適切な対応を行います。また、被害者拡大防止のためのDV予防・啓発活動にも取り組みます。	市民活動推進課

ひとり親家庭への支援

事業名	内 容	担 当
児童扶養手当支給事業	18 歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援します。	子育て支援課
(再掲) ひとり親福祉事業	母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事務等を行います。	子育て支援課

障がいをもつ子どもやその家庭への支援

事業名	内 容	担 当
新規 誰もが育ち・学び・遊べる保育環境づくり推進事業	私立保育所において、誰もが等しく育ち・学び・遊べる環境を整備するため、多様性に配慮した環境整備等に要する経費の一部を支援します。	子育て支援課
(再掲) 公立保育所看護師配置事業	公立保育所に看護師を配置し、医療的ケア児の受入体制を整備します。	子育て支援課
ことばの教室（幼児部）運営事業	ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行います。	子育て支援課

(再掲) 特別児童扶養手当支給事業	20 歳未満の障がいをもっているお子さんがいる家庭の父、母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
特別障害者手当等給付事業	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児で、障がいの程度が国の基準を満たす者に対し、手当を支給します。	障害福祉課
障害児通所給付事業	障がい児相談支援の内容を基に、「障害児通所支援」（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の提供を行います。	障害福祉課
(再掲) 重度心身障害者医療費助成事業	重度心身障害者に対し医療費（保険適用）自己負担分を助成します。	障害福祉課
(再掲) 小児慢性特定疾患児支援事業	小児慢性特定疾患児に日常生活用具を給付します。	障害福祉課
(再掲) 難聴児補聴器購入費等助成事業	補装具費支給制度の補完的措置として、「身体障害者手帳」の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入費等に要する経費の一部を助成します。	障害福祉課
(再掲) 育成医療給付事業	18 歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来、障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる児童に対し、医療費を給付します。	障害福祉課

3 地域社会全体で子どもと子育てを支援する

(1) 地域社会全体で子育てするという意識の醸成

こども未来戦略において、「自国はこどもを生み育てやすい国だと思うか」との問いに対し、約6割が「そう思わない」、また、「日本の社会が結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっているか」との問いに対し、約7割が「そう思わない」と回答していると記載があり、また、近年、公園で遊ぶ子どもの声に苦情が寄せられるなど、社会全体の意識・雰囲気が子どもを生み、育てることをためらわせる状況にあるとされています。

こうした状況を改善するには、地域の子育ての現状の理解や地域社会全体でやがて地域を支えていく次世代を共に育てるという意識の醸成、また、働く子育て家庭の子育てを支援するためには、職場の子育てに対する意識の醸成も必要と考えることから、企業も含めた地域社会全体への意識啓発に取り組みます。

(2) 地域と子育て家庭をつなぐ場の提供と活動への支援

地域のつながりが希薄化する中、子育て家庭についても孤立化が進んでいくことが懸念されます。

子育て家庭が孤立感を抱くことがないように、地域ぐるみで、子どもと子育てを支援していくため、まずは、地域と子育て家庭をつなぐ場、機会の提供に取り組みます。併せて、地域で子育て支援活動をしている団体に支援を実施していきます。

■ 実施事業

地域と子育て家庭をつなぐ場の提供

事業名	内 容	担 当
(再掲) 地域子育て支援拠点 私立保育所事業	市内4か所の私立保育所において、子育て相談や子育て支援に関する講習会を実施します。	子育て支援課
(再掲) 地域子育て支援拠点 スマイルキッズ事業	スマイルキッズにおいて、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行います。	子育て支援課
(再掲) ファミリーサポート センター事業	子育ての援助を受けたい人と援助ができる人 とによる地域の相互援助組織であるファミリー サポートセンターの運営を行います。 仕事や用事でお子さんの育児を頼みたい時に 利用できます。	子育て支援課
母子保健推進員の活動 (子育て輪づくり)	母子保健推進員が、保健師と連携しながら妊婦 や乳幼児の家庭訪問や、子育ての相談相手、輪 づくりサークルの開催などの活動を行います。	健康増進課

■ 実施事業

子育て支援活動している団体への支援

事業名	内 容	担 当
地域組織活動育成事業	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
市民活動支援事業	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、機材・会場の提供などを行うことで、市民の自主的・主体的な社会活動を促進します。	市民活動推進課

(3) 地域における子どもの居場所づくり

令和5年12月に国から「こどもの居場所づくりに関する指針」が示され、指針において、「肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素であり、当然、子ども・若者が生きていく上でも不可欠と言えるものであり、居場所がないことは、人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題であるとされ、全ての子ども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、子どもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する」と掲げてあります。

市としても、子どもにとって家庭や学校以外の子どもの居場所があることは、重要であるという認識のもと、地域や民間団体と連携し、より多くの居場所が提供できるよう推進していきます。

■ 実施事業

地域における子どもの居場所づくり

事業名	内 容	担 当
(再掲) 放課後児童対策事業 (放課後児童クラブ)	市内全小学校区において、児童クラブ事業を実施します。平日は放課後から午後5時まで開所し、土曜日及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時まで開所します。なお、午前8時から午前8時30分までの30分間と午後5時から6時まで1時間の延長保育があります。	子育て支援課
放課後子ども教室事業	「放課後子ども教室事業」と「土曜日の教育活動推進事業」を実施します。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託します。	社会教育課

	また、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助します。	
--	-------------------------------	--

(4) 子どもの安心・安全の確保

ニーズ調査において、「親子で安心して遊べる場所」「子どもが安心して遊べる場所の整備」は重要度が高いにもかかわらず、満足度は低いという結果が出ました。地域の中で安心して遊べる場所の整備は、とても重要であると考え、市内の公園が安全で快適に利用できるよう、安全点検、補修などの維持管理を引き続き実施していくとともに、遊べる場所について周知を図っていきます。

また、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、現在実施している交通安全指導や交通安全教室等を継続して実施していく必要があります。また、通学路の安全対策についても、定期的に確認を行い、随時、改善を図っていきます。

■ 実施事業

子どもの安心・安全の確保

事業名	内 容	担 当
児童遊園施設整備事業	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行います。また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行います。	子育て支援課
交通安全事務	交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署及び交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進します。	生活安全課
防犯外灯助成事業	防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することで自治会の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図ります。	生活安全課
公園管理運営事業	都市公園等について、清掃、草刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理等を行います。	都市計画課

(5) 関係機関の連携の推進

地域社会全体で子どもを支援していくためには、子どもに関わる機関が連携し、行政、学校、家庭、地域が一体となることが重要です。

連携の体制づくりと地域教育力の向上を目指します。

■ 実施事業

連携の体制づくりと地域教育力の向上

事業名	内 容	担 当
コミュニティ・スクール推進事業	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進します。	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置します。	学校教育課
地域学校協働活動推進事業	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進します。	社会教育課
家庭教育支援事業	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行います。主に、就学時前健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施します。また、地域交流センターと連携した子育て講座の開催などにも取り組みます。	社会教育課

第5部 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域等の設定

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項の規定に基づき、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定します。

(1) 教育・保育の提供区域

第 2 期計画において市全域を 1 区域としており、現在の幼稚園や保育所の利用実態として、小学校区や中学校区内を超えて広域的に利用されている状況であることなどから、第 3 期計画においても市全域を 1 区域とします。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

教育・保育提供区域と合わせ、「市全域」とします。

ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とします。

■ 地域子ども・子育て支援事業別の区域設定

事業区分	区域設定	考え方
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市全域とします。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とします。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とします。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とします。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。
ファミリーサポートセンター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とします。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とします。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とします。
病児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とします。
放課後児童クラブ	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とします。

実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とします。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とします。
産後ケア事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とします。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とします。

2 教育・保育提供体制の充実

(1) 教育・保育施設の需要量(量の見込み)及び確保方策

教育・保育提供区域において、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を、ニーズ調査結果（利用希望）と、本市に居住する子どもの「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」等の現在の利用状況を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域において設定した「量の見込み」に対応できるよう、教育・保育施設等の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。量の見込みに対応できるよう、幼稚園及び保育所等の施設の充実に努めます。

① 設定区分

設定区分は、以下のとおりです。

教育・保育施設及び地域型保育事業の設定区分	算出対象児童年齢
1号認定（幼稚園、認定こども園）	3～5歳
2号認定（保育所、認定こども園）	3～5歳
3号認定（保育所、地域型保育事業、認定こども園）	0～2歳

② 需要量(量の見込み)と確保方策

教育・保育提供区域において設定した「量の見込み」に対応するよう、「特定教育・保育施設（保育所、認定こども園、新制度の幼稚園）、新制度未移行の幼稚園及び特定地域型保育事業（事業所内保育事業所等）による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

確保方策の設定に当たっては、現時点で想定される定員の変更や公立保育所整備等により保育の量の確保を図ることとします。なお、今後の施設の制度移行や整備等により変更します。

なお、3歳未満児において、年度末に近づくにつれて待機児童が発生している状況であり、「認可保育所」に対するニーズ量に沿った保育の提供体制の整備が求められています。

※需要量と確保の方策に関しては、1号認定については各年度5月時点、2号認定及び3号認定については需要量が最大となる各年度3月時点の量で見込んでいます。

■ 1号認定の量の見込みと確保方策

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	216	209	197	189	184
確保方策（合計）	454	454	454	454	454
特定教育・保育施設	311	311	311	311	311
新制度未移行の幼稚園	143	143	143	143	143
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-

■ 2号認定の量の見込みと確保方策

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	777	753	711	682	662
確保方策（合計）	851	851	851	851	851
特定教育・保育施設	851	851	851	851	851
新制度未移行の幼稚園	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-

■ 3号認定（0歳）の量の見込みと確保方策

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	175	171	168	165	162
確保方策（合計）	162	162	162	162	162
特定教育・保育施設	156	156	156	156	156
新制度未移行の幼稚園	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	6	6	6	6	6

■ 3号認定（1～2歳）の量の見込みと確保方策

単位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	507	496	504	496	487
確保方策（合計）	459	459	459	459	459
特定教育・保育施設	446	446	446	446	446
新制度未移行の幼稚園	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	13	13	13	13	13

(2) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みにより、幼稚園、保育所、認定こども園等の整備を検討します。

特に、出産直後の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりするといった状況があることを踏まえ、育児休業満了時に、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用を希望する保護者が、円滑に利用できるよう環境整備について、引き続き検討します。

3 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況や働き方の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、子ども・子育て支援新制度においても特定教育・保育施設として幼児期の教育・保育を担う重要な施設と位置づけられています。

また、認定こども園には、幼保連携型以外に、幼稚園型、保育所型、地方裁量型といった類型があり、それぞれの特性をいかして、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児期の教育・保育を担っていると考えており、認定こども園の設置は子どもの健やかな育ちを支える上で、重要な方向性であると考えています。

本市では、令和6年度に1園できましたが、現在の幼児期の教育・保育の利用状況や利用希望に沿って、幼児期の教育・保育の適切な利用が可能となるよう、また、保護者の就労状況が変化しても子どもが通い続けられる等、子どもにとってよりよい教育・保育環境の確保を行うために、認定こども園への移行について、引き続き推進していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量(量の見込み)及び確保方策

教育・保育提供区域において、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、山陽小野田市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」と「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域において設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び「確保方策」を設定します。

① 利用者支援事業

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うことにより子育ての不安や負担を軽減するとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【今後の方向性】

スマイルキッズにおいて、こども家庭センター（利用者支援事業（こども家庭センター型））と子育てコンシェルジュ（利用者支援事業（基本型））が一体的な実施により、更なる充実に取り組んでいきます。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

こども家庭センター型

単位(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

基本型

単位(か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点

保育所等の地域の身近な場所で、小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点事業については、地域における子育て支援拠点として定着し、また、子育て家庭同士の交流の場でもあることから、既存の拠点について、継続して実施します。また、拠点間の連携にも取り組んでいきます。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

単位(①人、②か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	22,632	21,948	22,152	21,696	21,240
確保方策 ②	5	5	5	5	5

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握や必要な検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた検査を実施します。

母子健康手帳の交付時に、14回分の妊婦健康診査受診補助券を交付し、妊娠された方が適切に健康診査を受診することができるよう取り組んでいます。

また、平成30年4月から、産婦健康診査を実施することにより、出産後のサポート体制を強化しています。さらに令和2年度から妊婦歯科健康診査を、令和4年度から多胎妊婦の負担軽減のため妊婦健康診査費用の追加助成も開始しています。

【今後の方向性】

安全で安心な出産を迎えるためには、重要な事業であるため、継続して実施していきます。また、母子健康手帳交付時や妊婦面接時、ホームページ等で、妊婦健康診査受診の必要性についての周知を継続していきます。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

単 位 (①人、②回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 人数 ①	286	280	274	268	262
量の見込み 受診回数 ②	4,004	3,920	3,836	3,752	3,668
確保方策	医療機関において、国が定める基本的な妊婦健康診査を実施				

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師又は母子保健推進員が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

【今後の方向性】

現行の事業実施により量の見込みに対応できている状況です。産後うつ・虐待・育児困難等、問題が多様化している家庭も多く、本事業を行うことにより、家庭や育児状況の把握、早期からの支援につながっていると考えます。今後も早期から適切な育児支援が受けられるよう、出産後に全ての家庭を訪問し、育児不安の軽減や虐待予防に努めていきます。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

単 位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	292	286	280	274	268
確保方策	292	286	280	274	268

⑤ 養育支援訪問事業

若年の妊婦や妊婦健診未受診の妊婦、子育てに強い不安を抱える家庭などの養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

【今後の方向性】

要保護児童・要支援児童の早期発見のため、また、育児不安の解消や養育技術の提供等のため、母子保健活動や乳児全戸訪問事業をはじめとした健康診査事業等と連携しながら支援を要する家庭の把握し、必要な支援が行き届くよう、引き続き事業を実施していきます。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

単 位(人)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	52	52	52	52	52
確保方策	52	52	52	52	52

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設や里親宅等で一定期間児童等を養育・保護する制度です。

【今後の方向性】

子育て短期支援事業については、現行、量の見込みに対応できている状況です。今後も事業の周知に努めながら、必要な家庭に必要な支援ができるよう取り組みます。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

単 位(人)					
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	28	28	28	28	28
確保方策 ②	28	28	28	28	28

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

子育てのお手伝いをしたい会員(提供会員)と、子育てのお手伝いを受けたい会員(依頼会員)による、組織的な相互援助活動(有償ボランティア活動)です。

【今後の方向性】

依頼件数が減少傾向にあることから、事業の周知を図るとともに、利用しやすい体制づくりに努めていきます。また、本事業を円滑に運営するためには、子育て支援の担い手である提供会員の確保が大切です。今後も、全ての利用希望に対応できるようにするため、提供会員の一層の確保に努めます。

また、「提供会員に預けるのが不安」ということも、利用控えの要因となっていることから、提供会員の研修の実施や依頼会員と提供会員との交流の場の提供に努めていきます。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

単 位(件)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	250	250	250	250	250
確保方策 ②	250	250	250	250	250

⑧ 一時預かり事業

(ア) 幼稚園の預かり保育

保育認定を受けない子ども及び保育認定を受けているが教育を希望している子どもについて、通常の利用時間以外に幼稚園や認定こども園で保育を行います。

【今後の方向性】

幼稚園や認定こども園における在園児に対する一時預かり事業については、計画期間中において十分な提供体制の確保ができるものと考え、引き続き事業を継続していきます。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

単 位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,436	3,333	3,140	3,017	2,927
確保方策	3,436	3,333	3,140	3,017	2,927

注：幼稚園在園児対象の確保内容は、一時預かり事業での対応のほか、幼稚園独自で実施している預かり保育による対応分も含みます。

(イ) 保育所の一時預かり

急な用事や急病等により、一時的に児童の世話ができない場合に、保育所でお子さんをお預かりする事業です。1月に12日まで利用することができます。

【今後の方向性】

現在、市内保育所8園で事業を実施しています。

計画期間中において十分な提供体制の確保ができるものと考え、施設の意向も踏まえながら、引き続き事業を実施していきます。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

単 位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	22,245	21,578	20,329	19,532	18,951
確保方策	22,245	21,578	20,329	19,532	18,951

⑨ 延長保育事業

2号認定又は3号認定を受けた子どもが、保護者の勤務条件や家庭の事情等により、利用時間以外の時間に保育を必要とする場合に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

時間外保育事業は、通常の保育時間と連続的に実施される事業であるため、施設の意向に基づき、保育所、認定こども園等において実施します。

計画期間中の量の見込みに対し、提供体制が確保できるものと考えており、今後も量の確保と安全な保育のための人材や設備等の充実について、事業者と調整を図りながら、継続して実施していきます。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

単 位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	430	417	406	394	384
確保方策	430	417	406	394	384

⑩ 病児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行います。現在、市内2か所の病児保育所で事業を実施しているほか、令和元年度から県内全市町で協定を結んで、市外での病児保育にも対応しています。

【今後の方向性】

病児保育事業については、現行の事業実施により量の見込みに対応できるものと考えており、事業を継続実施していきます。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

単 位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	900	900	900	900	900
確保方策	900	900	900	900	900

⑪ 放課後児童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後や夏休み等の長期休業中に家庭で養育することができない小学生の保育を行います。

【今後の方向性】

各小学校区(11クラブ(厚狭は2クラブ))で事業を実施しています。

須恵、高泊、高千帆、厚狭の4クラブ以外は、小学6年生までの受入れを行っており、令和6年度には、待機児童が多い厚狭児童クラブについて、クラス数を1増やし、待機児童数の軽減に努めました。引き続き、待機児童数の減少及び高学年までの受入れに努めていきます。

放課後児童クラブ一覧

名称	クラス数	受入学年	待機児童数
本山	1	6	0
赤崎	2	6	0
須恵	3	3	0
小野田	2	6	0
高泊	2	3	0
高千帆	4	3	3
有帆	1	6	0
厚狭	3	3	2
第二厚狭	1	3	0
厚陽	1	6	0
出合	1	6	0
埴生	1	6	0

※クラス、受入学年及び待機児童数は令和6年度8月時点

【需要量(量の見込み)と確保方策】

単 位(人)

【市全域】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	947	880	874	818	791
低学年	693	654	649	607	588
高学年	254	226	225	211	203
②確保方策	906	906	906	906	906
②-①	▲ 41	26	32	88	115

校区別

【本山校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	46	33	32	30	30
低学年	32	25	25	23	22
高学年	14	8	7	7	8
②確保方策	40	40	40	40	40
②-①	▲ 6	7	8	10	10

【赤崎校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	74	68	76	74	73
低学年	56	52	61	59	57
高学年	18	16	15	15	16
②確保方策	86	86	86	86	86
②－①	12	18	10	12	13

【須恵校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	125	117	116	107	101
低学年	90	84	84	78	75
高学年	35	33	32	29	26
②確保方策	120	120	120	120	120
②－①	▲5	3	4	13	19

【小野田校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	77	80	79	77	75
低学年	57	58	57	56	54
高学年	20	22	22	21	21
②確保方策	80	80	80	80	80
②－①	3	0	1	3	5

【高泊校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	61	59	54	50	46
低学年	46	44	41	36	34
高学年	15	15	13	14	12
②確保方策	80	80	80	80	80
②－①	19	21	26	30	34

【高千帆校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	215	212	202	187	182
低学年	162	160	148	138	134
高学年	53	52	54	49	48
②確保方策	160	160	160	160	160
②－①	▲55	▲52	▲42	▲27	▲22

【有帆校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	49	37	37	35	33
低学年	35	27	27	25	24
高学年	14	10	10	10	9
②確保方策	40	40	40	40	40
②－①	▲9	3	3	5	7

【厚狭校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	188	176	177	165	160
低学年	142	132	131	122	119
高学年	46	44	46	43	41
②確保方策	160	160	160	160	160
②－①	▲ 28	▲ 16	▲ 17	▲ 5	0

【厚陽校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24	18	18	17	16
低学年	18	14	13	12	12
高学年	6	4	5	5	4
②確保方策	30	30	30	30	30
②－①	6	12	12	13	14

【出合校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	33	29	31	29	27
低学年	21	20	23	22	21
高学年	12	9	8	7	6
②確保方策	60	60	60	60	60
②－①	27	31	29	31	33

【埴生校区】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	55	51	52	47	48
低学年	34	38	39	36	36
高学年	21	13	13	11	12
②確保方策	50	50	50	50	50
②－①	▲ 5	▲ 1	▲ 2	3	2

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

令和元年10月からの幼児教育無償化に伴い、給食費（副食費）の取扱いが変更され、この事業の対象者が見直されました。これに伴い、新制度未移行の幼稚園在園児の低所得世帯等に対して、実費徴収される給食費（副食費）の助成を行います。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

設定は必要ありません。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

また、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に職員の加配に必要な費用を補助します。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

設定は必要ありません。

⑭ 産後ケア事業

産後に心身の不調や育児不安等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。令和7年度から子ども・子育て支援事業の一つと位置づけられます。

【今後の方向性】

これまで実施してきた産後ケア事業については、現行の事業実施で量の見込みに対応できるものと考えており、事業を継続実施していきます。

【需要量(量の見込み)と確保方策】

単 位(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

⑮ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備すると共に、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月から満3歳未満までの保育所等を利用していない子どもを月一定時間の範囲で、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等で預かりを行う、こども誰でも通園制度を令和8年度から実施します。

令和8年度からの実施に向け、今後、需要量(量の見込み)とその確保方策を定めていきます。

第6部 計画の推進体制

1 家庭・地域・事業者・行政の役割

社会のあらゆる分野における人々が、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有しているということを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識し、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを充実させ、笑顔の絶えない明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。また、男女が共に参画して子育てが行える環境づくりに努めます。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域住民との係わりの中で家庭では学ぶことができない社会性を身につけ、より成長していきます。

そのため地域住民は、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、子どもの「生きる力」を育むため、地域全体が子育て中の家庭を支え、地域で活動している様々な団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が働きやすい職場環境をつくるよう努め、また働く人々自身もワーク・ライフ・バランスの認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境は多様な分野にわたる取組が必要であるため、行政は関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

2 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、各施設の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で各施設の指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。併せて、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施や地域の実情に応じた計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、学校等の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

3 計画の実施状況の検証・評価

本市では、「山陽小野田市子ども・子育て協議会」における意見を参考として、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設等の認可等の状況を含む。）等について検証、評価し、結果を公表します。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

山陽小野田市子ども・子育て協議会委員名簿

任期：令和５年７月１日～令和７年６月３０日

(敬称略：50音順)

	氏 名	所属団体等	備 考
1	阿部 衣理	山陽小野田市私立幼稚園 P T A	
2	伊藤 一統	宇部フロンティア大学短期大学部	会長
3	植木 朋子	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉事業団	副会長
4	榎崎 八由美	山陽小野田市民生児童委員協議会	
5	大岡 豊美	山陽小野田市保育協会	
6	大木 雅子	地域活動連絡協議会	
7	沖野 浩	社会福祉法人 山陽小野田市社会福祉協議会	
8	笠井 菜摘	公立保育園保育会・育児会	
9	桐原 祐太	山陽小野田市私立保育園保護者	
10	草田 和枝	特定非営利活動法人ハートフル優とぴあ	
11	佐古 幸恵	山陽小野田市母子保健推進協議会	
12	茶屋 由子	公募による市民	
13	綱井 健哲	山陽小野田地区労働者福祉協議会	
14	原川 裕子	山陽小野田市小・中学校 P T A 連合会	
15	藤永 くみ子	山陽小野田市私立幼稚園連盟	
16	藤本 満士	山陽小野田市小学校校長会	
17	村田 晋一	山陽小野田市中学校校長会	